

必ずお読みください。

スーパーカード規定集 (DC)

DC CARD会員規約	1
クレジットカード・保証委託約款	29
ちばぎんスーパーカード・バックアップサービス契約	35
バックアップサービス保証委託約款	45
ちばぎんキャッシュカード規定(個人用)	51
ICカード特約	57
生体認証特約	58
ちばぎんデビットカードサービス規定	60
ちばぎんスーパーカード一体型カード規定(DC)	63

※お客様のご利用可能枠、手数料・金利情報は、同封の「カード台紙」をご覧ください。

※会員規約に同意いただけない場合は、退会手続きをとらせていただきますので、その旨をお書き添えのうえカードを半分に切って当行(ちばぎんカードセンター)までご返却ください。

DC CARD会員規約

〈第1章 一般条項〉

第1条(会員)

- 1.会員には、本人会員と家族会員とがあります。
- 2.本人会員とは、株式会社千葉銀行(以下「当行」と称します。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」と称します。)が運営するDC標章を冠したクレジットカード取引システムに入会を申込み、当行および三菱UFJニコス(以下「両社」と称します。)がDC個人会員として入会を認めた方をいいます。
- 3.家族会員とは、本人会員が利用代金の支払いその他両社との契約に関する一切の責任を引受けることを承認した家族で、本人会員が申込み両社が入会を認めた方をいいます。
- 4.会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。

第2条(カードの発行と管理、規約の承認)

- 1.両社は、会員1名ごとにDC標章を冠したクレジットカード(以下「カード」と称します。)を発行し、貸与します。カードの所有権は当行にあり、会員には善良なる管理者の注意をもって、カードを利用、管理していただきます。
- 2.会員は、両社よりカードを貸与されたときは、本規約承認の上、直ちにその署名欄に会員自身の署名をしていただきます。会員が本規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちにカードを切断した上で当行に返却するものとします。なお、本規約中のMasterCard Asia/Pacific Pte. Ltd.以下「MasterCard Worldwide」と称します。)に関する規定は「DCマスターカード」に、VISA Worldwide Pte.Limited(以下「VISA Worldwide」と称します。)に関する規定は「DC VISAカード」に適用します。
- 3.カードは、カードの表面に会員名が印字された本人に限り利用でき、他の者に譲渡、貸与または担保に提供するなど、カードの占有を第三者に移転することは一切できません。
- 4.会員は、会員番号およびカードの有効期限についての情報を本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させることはできません。
- 5.前各項のいずれかに違反してカードが利用された場合、そのために生ずる一切の支払いについては、すべて会員の責任となります。

第3条(暗証番号)

- 1.会員は、所定の方法によりカードの暗証番号を登録していただきます。ただし、会員から申し出られた暗証番号につき当行が暗証番号として不適切と判断した場合は、会員は当行所定の方法により暗証番号を登録し通知します。
- 2.会員は、暗証番号につき生年月日や電話番号等他人から推測されやすい番号を避け、また他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3.使用されたカードの暗証番号が当行に登録された暗証番号と一致していることを確認し、当該利用者を本人として取り扱った場合は、カード・暗証番号等に事故があっても、そのために生じた損害については、当行はその責任を負いません。

- 4.カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、そのために生じた損害については会員の責任となります。ただし、カードの管理および登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当行が認めた場合は、この限りではありません。

第4条(カードの有効期限)

- 1.カードの有効期限は当行が指定するものとし、カード表面に西暦で月、年の順に記載したその月の末日までとします。
- 2.カードの有効期限が到来する場合、両社が引続き会員として適当と認める方には、新しいカードと会員規約を送付します。この場合、会員は有効期限が到来したカードは破棄(磁気ストライプとICチップ部分を切断)のうえ、新しいカードを使用するものとします。
- 3.カードの有効期限内におけるカード使用による支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用します。

第5条(年会費)

- 1.会員は当行に対し、所定の年会費を第7条第1項に定める方法によりお支払いいただきます。なお、お支払い済の年会費は、年度途中で退会または会員資格が取消しとなった場合等においても、返却いたしません。
- 2.初年度年会費は、初回口座引き落とし日から翌年の応当日の前日までの1年間に充当し、次年度以降の年会費は初年度に準じて充当します。なお、カード交付日から初回口座引き落とし日までの期間は、年会費の支払いの対象とはしないものとします。
- 3.口座引き落とし日に年会費をお支払いいただけない場合は、原則としてクレジットカードの利用を停止させていただきます。
- 4.年会費が口座引き落とし日にお支払いいただけなかった場合は、翌月以降も口座引き落としをさせていただくことがあります。口座引き落とし日から3ヶ月以内に年会費をお支払いいただいた場合は、クレジットカードの利用を口座引き落とし日に遡って継続させる場合があります。

第6条(カードの利用可能枠)

- 1.ショッピング利用代金(日本国内、国外でのカード利用による商品、権利の購入、役務の受領、通信販売、諸手数料などの利用代金を含みます。)の未決済残高の合計は、本人会員、家族会員の利用額を合計して当行が定めた金額以内とし、この当行が定めた金額を「ショッピング利用可能枠」とします。また当行は、「ショッピング利用可能枠」の範囲内でショッピング2回払い、ボーナス一括払い、ショッピング分割払い(含むボーナス併用分割払い)による利用可能枠(以下「ショッピング分割払い利用可能枠」と称します。)およびショッピングに関するリボルビング払い(含むボーナス併用リボルビング払い)による利用可能枠(以下「ショッピングのリボルビング利用可能枠」と称します。)を別途定めることがあります。
- 2.当行は、第1項に定めるショッピング利用可能枠、ショッピング分割払い利用可能枠・ショッピングのリボルビング利用可能枠とは別に、割賦販売法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード取引(以下「割賦取引」と称します。)の利用可能枠(以下「割賦取引利用可能枠」と称します。)を定める場合があります。割賦取引利用可能枠は、当行が発行す

るすべてのクレジットカードに共通で適用されるものとします。会員は、当行が発行するすべてのクレジットカードによる、ショッピング2回払い、ボーナス払い、ショッピング分割払い(含むボーナス併用分割払い)、ショッピングに関するリボルビング払い(含むボーナス併用リボルビング払い)、およびその他の割賦取引において、本人会員、家族会員のショッピング利用額を合計した未決済残高の合計が、割賦取引利用可能枠を超えてはならないものとします。

- キャッシングサービスの利用額は、本人会員、家族会員の利用額を合計して当行が認めた金額以内とし、この金額を「キャッシングサービス利用可能枠」とします。
- ショッピング利用可能枠および割賦取引利用可能枠については、当行はカードの利用状況その他の事情を勘案してこれを増額することができ、また、必要と認めた場合はこれを減額できるものとします。また、キャッシングサービス利用可能枠については、当行はカードの利用状況その他事情を勘案して必要と認めた場合はいつでも、これを減額できるものとします。ただし、ショッピング利用可能枠および割賦取引利用可能枠の増額については、会員から希望しないとの申し出があった場合は、この限りではありません。
- 第1、2、3項の利用可能枠の与信期間は入会日から1年間とします。ただし期間満了日の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合にはこの期間はさらに同期間延長するものとし、以後も同様とします。
- 会員は、当行が承認した場合を除き、第1、2、3項の利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。万一、当行の承認を得ずにこの利用可能枠を超えた金額は、当行からの請求により、一括して直にお支払いいただきます。
- 会員が当行の発行するカードを複数所持している場合も、第1、3項の利用可能枠はカードの枚数にかかわらず第1、3項に定めた金額とします。

第7条 (代金決済の方法等)

- ショッピングおよびキャッシングサービスの利用代金、年会費、諸手数料など会員が当行に対して負担する一切の支払債務は、原則として毎月15日に締切り翌月から毎月10日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座振替の方法により、会員指定の支払預金口座からお支払いいただきます。ただし、支払額の口座振替ができない場合には、約定支払日以降任意の日に、支払額的全額または一部につき口座振替できるものとします。また上記締切日、支払日または支払方法は、当行の都合により変更することがあります。なお、事務上の都合により翌々月以降の指定日にお支払いいただくことがあります。
- 1の2.前項にかかわらず、代金決済の方法について別に定めがある場合、または第6項にもとづき口座振替を停止した場合その他当行が特に必要と認め会員に通知した場合、その方法に従いお支払いいただきます。
- 第1項および前項の場合、当行は普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出なしに引き落としします。
- 会員の日本国外におけるカード利用による代金は、日本円に換算の上、国

内におけるカード利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。日本円への換算には、MasterCard WorldwideまたはVISA Worldwideで売上データが処理された日のMasterCard WorldwideまたはVISA Worldwideが適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートを適用するものとします。

- 当行は、毎月の支払債務(以下「支払金」と称します。)をご利用代金明細書により通知します。この通知を受けた後1週間以内に会員からの申し出がない限り、ご利用代金明細書の内容について承認されたものとして第1項の口座振替などを行います。
- 支払期日に万一第1項の口座振替などができない場合は、別途当行の定める方法によりお支払いいただきます。また、会員は第1項の口座振替ができるように努めるものとします。
- 当行は、会員が支払金の支払を遅延した場合には、支払金の口座振替を停止する場合があります。

第8条 (返済金の充当順序)

- 会員のお支払いいただいた金額が、本規約およびその他の契約に基づき当行に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員からの申し出がない限り、特に通知なくして、当行が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務に充当しても異議のないものとします。ただし、ショッピングのリボルビング払いの支払停止の抗弁に係る充当順序については、この限りではないものとします。
- 当行は、会員が既に支払った支払金を会員へ返金する必要が生じ、且つ当行が適当と認めた場合において、当該返金すべき金額を本規約に基づく会員の債務に、その債務の期限前であっても充当することができるものとします。ただし、会員が振込による返金を選択する旨を申し出た場合は、当行は会員の支払預金口座(または会員がお支払預金口座とは別に指定した会員名義の金融機関の預金口座・貯金口座等)へ振込むことにより返金するものとします。

第9条 (遅延損害金)

会員が支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金の元金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく未払債務の元金残高に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、以下の年利割合(年365日の日割計算による。)による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の割合は、変更することがあります。

- 第26条に定めるショッピング2回払い、ボーナス一括払い、ショッピング分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は年率5.97%
- 前号以外のショッピング払いの場合は年率14.56%
- キャッシングサービスの場合は年率19.92%

第10条 (会員の再審査)

- 当行または三菱UFJニコスは、会員の適格性について入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は当行または三菱UFJニコスから請求があれば求められた資料などの提出に応ずるものとします。

2.当行は、前項の場合に会員が当行の求めに応じないとき等、必要と認められた場合はいつでも、会員資格の取消、カードの全部もしくは一部の利用停止または利用可能枠の引下げ等の措置をとることができるものとします。

第11条(カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消、カードの差替えなど)

1.会員が次のいずれかの事由に該当した場合、当行または三菱UFJニコスは会員に通知することなく、会員が当行または三菱UFJニコスから発行を受けたすべてのクレジットカードに対して、カードの利用断り、カードの利用停止および自動回収、会員資格の取消、カード貸与の停止によるカードの返却請求もしくは磁気ストライプ部分の(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)切断および破棄処分依頼、第25条第1項で定める加盟店などに対する当該カードの無効通知または登録、当行または三菱UFJニコスが必要と認められた法的措置(以下「本件措置」と称します。)をとることができるものとします。

(1)両社に届出るべき事項に関し届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合
合。または、当行から要請があったにもかかわらず年収の届出(収入証明書の提出を含みます。)を怠った場合

(2)本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合

(3)会員が当行または三菱UFJニコスから発行を受けたすべてのクレジットカードのいずれかの規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合

(4)第13条第1、2項各号のいずれかの事由に該当した場合

(5)いわゆるショッピング枠の現金化など換金を目的とした商品もしくは権利の購入もしくは役務提供の受領その他の方法による資金の調達のためにするカードのショッピング機能の利用(以下「ショッピング利用可能枠の現金化等」と称します。)など正常なカードの利用でないと当行または三菱UFJニコスが判断した場合

(6)その他、利用金額、利用間隔、過去の利用内容等から、会員のカード利用状況について不適切または第三者使用の可能性があると当行または三菱UFJニコスが認めた場合

(7)会員が、第11条の2の暴力団員等もしくは第11条の2第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第11条の2第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第11条の2第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、契約を継続することが不適切であると当行または三菱UFJニコスが認める場合

(8)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき本件措置をとる必要があると当行または三菱UFJニコスが判断した場合

(9)相続の開始があったとき

(10)その他当行または三菱UFJニコスが会員として不適格と認めた場合

2.本件措置は、加盟店を通じて行われる他、当行または三菱UFJニコス所定の方法によるものとします。

3.会員は会員資格を取消された場合、カードを直接当行宛もしくは加盟店を通じて直ちに当行に返却。またはカードの磁気ストライプ部分を(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)切断のうえ破棄し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。

きます。

4.本人会員が会員資格を取消された場合は、家族会員にも同様の措置をとるものとします。

5.悪用被害を回避するために、当行または三菱UFJニコスが必要と認められた場合、会員はカードの差替えに協力するものとします。

6.会員は、会員資格を取消された後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。

7.会員は、当行または三菱UFJニコスが本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合でも、当行または三菱UFJニコスは何ら責任を負わないものとします。また当行または三菱UFJニコ스에損害が生じた場合は、会員がその責任を負うものとします。

第11条の2(反社会的勢力の排除)

1.申込者または会員は、自らが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」と称します。)のいずれにも該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①申込者または会員が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②申込者または会員が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤申込者もしくは会員または申込者もしくは会員が事業を営む場合であって経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2.申込者または会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにても該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行または三菱UFJニコスの信用を毀損し、または当行または三菱UFJニコスの業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3.申込者または会員が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、契約を締結すること、または契約を継続することが不適切であると当行または三菱UFJ

ニコスが認める場合には、当行または三菱UFJニコスは、申込者の入会を拒絶し、または会員に対して本件措置をとることができるものとします。

- 4.前条第2項から第7項までの規定は、前項に基づき会員に対して本件措置がとられた場合にも適用されるものとします。
- 5.第3項の規定の適用により申込者に損害が生じた場合でも、当行または三菱UFJニコスは何らの責任を負わないものとします。また当行または三菱UFJニコスに損害が生じた場合は、申込者がその責任を負います。

第12条(費用の負担)

- 1.印紙代、公正証書作成費用など弁済契約締結に要する費用ならびに支払督促申立費用、送達費用など法的措置に要する費用は、退会後といえどもすべて会員の負担とします。
ただし、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。
- 2.年会費等、会員が当行に支払う費用等に公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含みます。)が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額または当該増加額を負担するものとします。

第13条(期限の利益喪失)

- 1.会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、本規約に基づく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。
 - (1)支払の停止または破産手続開始もしくは、民事再生手続開始など債務整理のための法的措置等の申立があったとき
 - (2)自ら振出したもしくは引受けた手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき
 - (3)差押、仮差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき
 - (4)本会員の預金その他の当行に対する債務について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき
 - (5)支払期日に利用代金の支払いを1回でも遅延した場合。ただし、第26条に定めるショッピング2回払い、ボーナス一括払い、ショッピング分割払い、ボーナス併用分割払いの分割支払金、またはショッピングリボ払い、ボーナス併用リボルビング払いの弁済金については支払いを遅延し、当行から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
 - (6)保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき
 - (7)住所変更の届け出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって、当行に会員の所在が不明となったとき
 - (8)相続の開始があったとき
 - (9)当行が所有権を留保した商品の質入、譲渡、貸借その他当行の所有権を侵害する行為をしたとき
 - (10)バックアップサービス契約について、期限の利益を失ったとき
- 2.会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、当行の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払

債務をお支払いいただきます。

- (1)第26条に定めるショッピング2回払い、ボーナス一括払い、ショッピング分割払い、ボーナス併用分割払い、またはショッピングリボ払い、ボーナス併用リボルビング払いによる支払方法を利用した商品の購入(業務提供誘引販売個人契約を除きます。)が会員にとって自らの営業のためもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約となる場合で、会員が利用代金の支払いを1回でも遅延したとき
- (2)(1)のほか、割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合で、会員が利用代金の支払いを1回でも遅滞した場合
- (3)当行に対する債務の一つでも期限内に履行しなかったとき
- (4)当行との取引約定の一つにでも違反したとき
- (5)本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合
- (6)会員資格を喪失したとき(第11条第1項第9号に基づく場合を除きます。)
- (7)この取引に関し会員が当行に虚偽の資料提供または報告をしたとき
- (8)会員が当行または三菱UFJニコスの発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき
- (9)前各号のほか会員の信用状態に重大な変化が生じるなど、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第14条(カードの紛失、盗難事故の場合の責任と免責、再発行、偽造等)

- 1.会員はカードを紛失し、または盗難にあった場合、すみやかに下記の諸手続きをお取りいただきます。
 - (1)当行または三菱UFJニコスに直接電話などによる連絡
 - (2)当行または三菱UFJニコスへの所定の届出書の提出
 - (3)最寄りの警察署への届出
- 2.カードを紛失し、または盗難にあった場合、そのために生ずる支払いについては会員の責任となります。ただし、前項の諸手続きをお取りいただいた場合、不正使用による損害のうち、当行または三菱UFJニコスが紛失、盗難の通知を受理した日からさかのぼって60日前以降に生じたものについては、次のいずれかに該当しない限り当行が負担します。この場合、会員はすみやかに当行または三菱UFJニコスが必要と認める書類を当行または三菱UFJニコスに提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。
 - (1)会員の故意または重過失に起因する場合
 - (2)会員の家族、同居人、留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者が自ら行いもしくは加担した不正使用に起因する場合
 - (3)戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合
 - (4)本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合
 - (5)紛失、盗難が虚偽の場合
 - (6)紛失、盗難による第三者の不正使用が会員の生年月日、電話番号等個

- 人情報の会員の責めに帰すべき事由による漏洩と因果関係にある場合
- (7) 会員が当行または三菱UFJニコスの請求する書類を提出しなかった場合、または提出した書類に不実の表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合
 - (8) カード裏面に会員自らの署名が無い場合
 - (9) カード利用の際使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合、ただし、登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当行が認めた場合は、この限りではありません。
3. 偽造カードの使用に係るカードの利用代金は、会員の負担とはなりません。ただし、偽造カードの作出または使用について、会員に故意または重大な過失がある場合、当該偽造カードの使用に係るカードの利用代金は、会員の負担とします。
4. カードは、両社が認める場合に限り再発行します。この場合、当行所定の手数料をお支払いいただきます。

第14条の2(暗証番号変更等の場合のカードの取扱い)

会員は、カードに登録した暗証番号の変更等に伴い、当行から変更後の暗証番号を登録したICチップ付カードの再発行を受けたときは、変更前カードを破棄(磁気ストライプとICチップ部分を切断)のうえ、再発行カードを使用するものとします。なお、ICチップ付カードの再発行については第14条第4項に従い所定の手数料をお支払いいただくことがあります。

第15条(退会)

1. 会員は、両社宛所定の退会届を提出するなどの方法により退会することができます。
2. 本人会員が退会した場合、家族会員も当然に退会になるものとします。
3. 第1、2項の場合、会員はカードを直ちに当行または三菱UFJニコスへ返却していただくか、カードの磁気ストライプ部分を(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)切断のうえ破棄していただきます。なお、この場合、第13条の「期限の利益喪失」条項などに該当するときは本規約に定める支払期限にかかわらず、当行に対する一切の未払債務をお支払いいただくことがあります。
4. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。

第16条(届出事項の変更手続)

1. 会員が両社に届出た氏名、住所、電話番号、取引を行う目的(カードご利用目的)、職業、勤務先、連絡先、支払預金口座、暗証番号、家族会員などに変更があった場合は、直ちに両社宛所定の届出用紙を提出するなどの方法により手続きをしていただきます。また、会員は、法令等の定めによるなど、当行が年収の申告(収入証明書の提出を含みます。)を求めた場合、直ちに当行宛所定の届出用紙を提出するなどの方法により手続きをしていただきます。
2. 前項の変更手続がないために、当行または三菱UFJニコスもしくは両社が会員に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

ただし、会員にやむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。

3. 会員が第1項により当行に届出た情報のうち、氏名・住所・電話番号・取引を行う目的(カードご利用目的)・勤務先・連絡先は、本規約第17条の5に基づき、ちばぎんディーシーカード株式会社(以下「ちばぎんDC」と称します。)が利用します。
4. 会員と当行または三菱UFJニコスとの間で本規約以外の契約がある場合において、会員が住所・氏名・電話番号・取引を行う目的(カードご利用目的)・勤務先・連絡先・年収等の変更を、本規約を含まないずれかの契約について届出をした場合には、会員と当行または三菱UFJニコスとの間のすべての契約について、変更の届出をしたものとみなすことがあります。

第16条の2(法令に基づく取引時確認)

当行が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認(本人特定事項(氏名・住居・生年月日)、取引を行う目的および職業等の確認)の手続きが、当行所定の期間内に完了しない場合、所定の公的資料の提出を求め、この求めに応じていただけない場合は、当行は、入会をお断りし、あるいはカードの利用をお断りすることがあります。

第16条の3(カード利用代金債権の譲渡等の同意)

会員は、当行が必要と認めた場合、当行が会員に対して有する債権を、取引金融機関(その関連会社を含みます。)*特定目的会社・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに当行が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

第16条の4(付帯サービス等)

1. 会員は、当行または当行が提携する第三者(以下「サービス提供会社」と称します。)が提供するサービスおよび特典(以下「付帯サービス」と称します。)を当行またはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用方法等については、当行が書面等の方法により通知または公表します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれにしたがうものとし、サービスを利用できない場合があることをあらかじめ承認するものとします。
3. 会員は、当行またはサービス提供会社が必要と認めた場合、会員への予告または通知なしに、当行またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更、もしくは中止することをあらかじめ承認するものとします。
4. 会員は、カードの有効期限の到来、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した場合等、当然に付帯サービスを利用することができなくなるとあらかじめ承認するものとします。

第16条の5(クレジットカード事務の委託)

1. 当行は、本規約に基づくクレジットカードに関する事務(与信事務(与信判断事務を除きます。)*、代金決済事務、およびこれらに付随する事務等)を

三菱UFJニコスまたはちばぎんDCに委託します。会員は三菱UFJニコスおよびちばぎんDCが当行より受託して本規約に基づくクレジットに関する事務を行うことに同意するものとします。

- クレジットカードに関する事務の委託に伴い、三菱UFJニコスまたはちばぎんDCが当行にかわって会員に対しご連絡する場合があります。

第16条の6(クレジットカード債務の保証の取得)

- 会員は、利用代金、利息、手数料、損害金等のクレジットカード取引から生じる一切の債務(ただし年会費は除きます。)について、ちばぎんDCの保証を得るものとします。
- 会員は、ちばぎんDCの保証がされない場合、両社からカードの発行を受けられない場合があることを予め承諾するものとします。
- ちばぎんDCの保証を得るについて、会員はちばぎんDCの定める保証委託約款を予め承諾するものとします。
- 会員は当行に対する債務の履行を怠った場合、ちばぎんDCが当行からの保証債務の履行の請求に応じ、会員に対する通知・催告なくして代位弁済しても何ら異議を述べないものとします。

〈第2章 個人情報の取扱い条項〉

第17条(与信目的による個人情報の取得・保有・利用)

会員および入会申込者(以下併せて「会員等」と称します。)は、本規約に基づくカード取引契約(契約の申込みを含みます。以下同じ。)を含む当行との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」と称します。)を両社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意します。

- 本人を特定するための情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等の事項、会員等の属性に関する情報、運転免許証等の記号番号等)、取引を行う目的(カードご利用目的)、職業その他入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または当行に提出した書面等に記載された本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)
- 入会申込日、入会承認日、支払預金口座、ご利用可能枠等、本規約に基づくカード取引契約の内容に関する事項(本申込みの事実を含みます。)
- 本規約に基づくカード取引の利用状況、利用履歴、支払開始後の利用残高、利用明細、月々の返済状況、および電話等での問合せにより知り得た情報
- 本規約に基づくカード取引に関する会員等の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、ならびに本規約に基づく契約以外の会員等との契約における会員等のカード等の利用・支払履歴
- 会員等または公的機関等から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票等公的機関等が発行する書類の記載事項

- 本人確認資料、収入証明書等、法令に基づき取得が義務付けられて、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項
- 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報

第17条の2(カード機能の提供および営業目的による個人情報の利用)

- 会員等は、当行または三菱UFJニコスがカード発行、会員管理およびカード付帯サービス(会員向け各種保障制度、各種ポイントサービス等)を含むすべてのカード機能の提供のために第17条(1)(2)(3)の個人情報を利用することに同意するものとします。
- 会員等は、当行または三菱UFJニコスが下記の目的のために第17条(1)(2)(3)の個人情報を利用することに同意するものとします。
 - 当行または三菱UFJニコスのクレジット関連事業における市場調査・商品開発
 - 当行、三菱UFJニコスまたは加盟店等のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内なお、三菱UFJニコスのクレジット関連事業とは、クレジットカード融資、信用保証等となります。事業内容の詳細につきましては、次のホームページにおいてご確認いただけます。
〔URL〕 <http://cr.mufj.jp>

- 当行または三菱UFJニコスは本規約に基づくカード取引契約に関する与信業務の一部または全部を当行または三菱UFJニコスの提携先企業に委託する場合、個人情報の保護措置を講じた上で、第17条により取得した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することがあります。
- 当行または三菱UFJニコスは当行または三菱UFJニコスの事務(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合があります。)する場合、個人情報の保護措置を講じた上で、第17条により取得した個人情報を当該業務委託先に提供し当該企業が利用することがあります。

第17条の3(個人信用情報機関への登録・利用)

- 会員等は、当行または三菱UFJニコスがそれぞれ加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」と称します。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下、「提携信用情報機関」と称します。)に照会し、会員等の個人情報(官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等に係り本人から申告された情報、電話帳記載の情報など、加盟信用情報機関および提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、当行または三菱UFJニコスが、会員等の本契約を含む当行または三菱UFJニコスとの与信取引に係る支払能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理(転居先の調査等を含みます。)のために、その個人情報を利用することに同意するものとします。ただし、

会員等の支払能力に関する情報については、割賦販売法および貸金業法により、会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り利用されます。

- 2.会員等は、会員等の本規約に基づくカード取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当行または三菱UFJニコスにより加盟信用情報機関に規約末尾の表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力に関する調査および与信判断ならびに与信後の管理(転居先の調査等を含みます。)のために、利用されることに同意するものとします。ただし、会員等の支払能力に関する情報は、割賦販売法および貸金業法により会員等の支払能力の調査の目的に限り利用されます。
- 3.会員等は、加盟信用情報機関に登録されている個人情報が、加盟信用情報機関および当行または三菱UFJニコスにより、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、相互に提供され、利用されることに同意するものとします。
- 4.加盟信用情報機関および提携信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は規約末尾に記載しております。また、当行または三菱UFJニコスが本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し登録・利用する場合は、別途、書面により通知のうえ同意を得ます。
- 5.前項の加盟信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号等、契約の種類、契約日、利用可能枠、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払状況等その他規約末尾の表に定める、加盟信用情報機関指定の情報となります。

第17条の4(個人情報の公的機関等への提供)

- 1.削除
- 2.削除
- 3.削除
- 4.会員等は、当行が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。また、当行が本規約に基づくカード取引契約を含む当行との取引の与信判断および与信後の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を取得するに際し、公的機関等から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。

第17条の5(個人情報のちばぎんDCへの提供)

会員等は、当行が本規約および保証委託契約にもつぎ本契約におけるカード取引の一切の債務保証を行うちばぎんDCに対し、第17条の個人情報を提供し、ちばぎんDCが本保証取引を含むちばぎんDCとの取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意するものとします。

第18条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1.会員等は、当行、三菱UFJニコス、加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより各社の保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - (1)当行に開示を求める場合には、規約末尾に記載の当行「個人情報苦情・相談窓口」に連絡してください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。
 - (2)加盟信用情報機関に開示を求める場合には、本規約末尾に記載の加盟信用情報機関に連絡してください。
- 2.万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行または三菱UFJニコスは個人情報の保護に関する法律の定めるところに従い、速やかに訂正または削除に応じます。

第19条(本規約第2章に不同意の場合)

当行または三菱UFJニコスは、会員等が入会申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本規約第2章(変更後のものも含みます。)の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会手続をとることがあります。

ただし、本規約第17条の2第2項に定めるクレジット関連事業における市場調査・商品開発あるいは営業案内を目的とした利用について同意しない場合でも、これを理由に当行または三菱UFJニコスが入会をお断りすることや退会手続をとることはありません。ただし、この場合は、当行、三菱UFJニコスおよび当行または三菱UFJニコスの加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があることを会員等はあらかじめ承認するものとします。

第19条の2(利用・提供中止の申し出)

本規約第17条の2第2項に定めるクレジット関連事業における市場調査・商品開発あるいは営業案内を目的とした利用について同意を得た範囲内で当行または三菱UFJニコスが当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当行または三菱UFJニコスでの利用、他社への提供を中止する措置をとります。

ただし、請求書等に同封される宣伝物・印刷物については、この限りではありません。また、当該利用中止の申し出により当行、三菱UFJニコスおよび当行または三菱UFJニコスの加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は、あらかじめ承認するものとします。

第20条(問合せ窓口)

- 1.会員等の個人情報に関するお問合せや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等は、規約末尾に記載している当行「個人情報苦情・相談窓口」までお願いします。
- 2.三菱UFJニコスが利用している会員等の個人情報の、三菱UFJニコスにおける利用に関するお問合せや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等は、下記までお願いします。
なお、三菱UFJニコスは個人情報保護の徹底を推進する管理責任者とし

て個人情報保護総括管理者を設置しております。
三菱UFJニコス株式会社 DCカードコールセンター
東京:〒150-8015 東京都渋谷区道玄坂1-3-2
TEL 03-3770-1177
大阪:〒541-0047 大阪市中央区淡路町2-2-14
TEL 06-6533-6633

第20条の2(契約不成立時および会員資格取消・退会申出後の個人情報の利用)

- 1.本規約に基づくカード取引契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第17条および第17条の3第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 両社は、第11条および第15条に定める会員資格取消または退会申出後も、第17条、第17条の2および第17条の4に定める目的(ただし、第17条の2第2項を除きます。)で、法令等または両社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

第20条の3(条項の変更)

第2章に定める同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

〈第3章 総則〉

第21条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令などの適用)

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される諸法令により一定の手続きを必要とする場合には、当行の要求に応じこの手続きをとるものとし、また、これらの諸法令の定めるところに従い、国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。

第22条(準拠法)

会員と両社または当行もしくは三菱UFJニコスとの間の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第23条(合意管轄裁判所)

会員と当行または三菱UFJニコスもしくは両社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地、購入地、当行の本店、三菱UFJニコスの本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第24条(規約の変更)

本規約の変更について、両社のいずれから変更内容を通知した後または新会員規約を送付した後カードを利用したときは、会員が変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

〈第4章 ショッピング条項〉

第25条(ショッピングの利用方法)

- 1.会員は、次の(1)から(5)に記載した加盟店(以下「加盟店」と称します。)にカードを提示し、所定の売上票などに会員自身の署名を行うことによって、商品、権利の購入ならびに役務の提供を受けることができます。ただし、(3)、(4)の日本国外の加盟店では、加盟店によっては利用できない場合があります。なお、売上票などへの署名に代えて、加盟店に設置されている端末機でカードおよび登録されている暗証番号を操作するなど所定の手続きにより、同様のことができます。
 - (1)両社または当行もしくは三菱UFJニコスが契約した加盟店
 - (2)当行または三菱UFJニコスと提携したクレジットカード会社(以下「提携カード会社」と称します。)が契約した加盟店
 - (3)MasterCard Worldwide加盟の金融機関またはクレジットカード会社と契約した日本国内および日本国外の加盟店
 - (4)VISA Worldwide加盟の金融機関またはクレジットカード会社と契約した日本国内および日本国外の加盟店
 - (5)その他当行が定める加盟店
- 2.前項の規定にかかわらず、通信販売などカードの利用方法を、当行、三菱UFJニコス、MasterCard Worldwide、VISA Worldwideのいずれかが別に定めた場合には、会員はこれらの方法によるものとし、この場合にはカードの提示、署名などを省略することができます。
- 3.通信料金等当行または三菱UFJニコス所定の継続的役務については、当行または三菱UFJニコスが適当と認めた場合、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。この場合、会員は、会員番号等の変更等があった場合、もしくは会員資格の取消し等によりカードを利用することができなくなった場合は、その旨を当該加盟店に通知するものとし、別途当行または三菱UFJニコスから指示がある場合にはこれに従うものとします。また、会員は、当該加盟店の要請があったとき、その他当該役務の提供を継続的に受けるために当行または三菱UFJニコスが必要であると判断したとき、会員番号等の変更情報等が当行または三菱UFJニコスから加盟店に通知されることを予め承認するものとします。
- 4.ショッピングの1回あたりの利用可能枠は、日本国内では当行と加盟店との間で定めた金額までとし、日本国外ではMasterCard WorldwideまたはVISA Worldwideが各国で定めた金額までとします。なお、利用の際、加盟店を通じて当行の承認を得た場合は、この利用可能枠を超えて利用することができます。
- 5.カードの利用に際して、利用金額、購入商品・権利や提供を受ける役務によっては、当行の承認が必要となります。また当行は、インターネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用や換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用など、会員のカード利用が適当でない判断した場合には、カードの利用をお断りすることがあります。また一部商品(貴金属・金券類等)については、利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。

6. 当行または三菱UFJニコスは、悪用被害を回避するため当行または三菱UFJニコスが必要と認めた場合、加盟店に対し会員のカード利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、この際は会員はこの調査に協力するものとします。また当行または三菱UFJニコスは、会員のカード利用内容について会員に照会させていただくことがあります。
7. 当行は、カード利用による代金を、会員に代って加盟店に立替払いするものとします。会員がカード利用により購入した商品の所有権は、当行が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当行に移転し、会員の当該代金完済まで当行に留保されるものとします。
8. 会員は、ショッピング利用可能枠の現金化等をしてはならないものとします。

第26条(ショッピング利用代金の支払区分)

1. ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ボーナス一括払い、ショッピング分割払い(支払回数3回以上の回数指定払い)、ボーナス併用分割払い(分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い)、ショッピングリボ払い、ボーナス併用リボ払いののうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払い区分については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として1回払いとします。
2. ショッピング分割払いの場合、利用代金(現金価格)に、会員が指定した支払回数に対応した当行所定のショッピング分割払手数料を加算した金額を各月の支払期日に分割(以下「分割支払金」と称します。)してお支払いいただきます。なお、支払総額ならびに月々の分割支払金は、当行より送付するご利用代金明細書記載の通りとします。
3. ショッピング分割払いの手数料は、元利均等残債方式により、ショッピング分割払利用残高に対して当行所定の料率を乗じて得られる金額とします。この場合、第1回目のショッピング分割払いの手数料は、初回締切日の翌日から翌月支払期日までの日割計算(年365日とします。)、第2回目以降は支払期日の翌日から翌月支払期日までを1ヵ月とする月利計算を行うものとします。なお、利用日から初回締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。
4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払いは、最初に到来した当行所定のボーナス支払月よりお支払いいただきます。またボーナス支払月の加算対象額は、1回のカード利用に係る現金価格の50%とし、当行所定の分割払手数料を加算した金額をボーナス併用回数に応じて分割し、月々の分割支払金に加算してお支払いいただきます。
5. ショッピングリボ払いの場合、会員が下記の当行所定の方式のうちから選択した支払コースに基づく元金および手数料支払額の合計額(以下「弁済金」と称します。)を翌月から各支払期日にお支払いいただきます。ただし、第6条に定めるショッピングリボ利用可能枠を超えて利用した場合、その超過額の全額を1回払いとしてお支払いいただきます。(1)元金定額方式による支払コースを選択したときは、会員が申し出て当行が承認した元金支払額に次項に定める手数料を加算した支払額(2)残高スライド方式による支払コースを選択したときは、別表記載の締切日のご利用残

高に応じた支払コース所定の支払額(当該金額には第7項に定める手数料を含むものとします。)

6. ボーナス併用リボ払いの場合、会員が当行所定の方法により申し出て、当行が認めた場合、会員が指定したボーナス月に指定した支払額を加算することができます。この場合会員はリボ払い利用残高および第7項の手数料の返済として、「ボーナス月」の支払日に指定した支払額(以下「ボーナス加算金額」と称します。)を月々の弁済金に加算してお支払いいただきます。なお、会員が指定できる「ボーナス月」は以下の(1)から(4)までのいずれかとなります。また「ボーナス加算金額」は、会員が1万円以上1万円単位で指定した金額とします。(1)1月および7月 (2)12月および7月 (3)1月および8月 (4)12月および8月
7. ショッピングリボ払いの手数料は、毎月締切日の翌日から翌月締切日までの日々のショッピングリボ利用残高(100円未満切捨て)に対して当行所定の割合で日割計算(年365日とします。)した金額を、翌々月の支払日にお支払いいただきます。ただし、利用日から最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。
8. 当行は、金融情勢の変化など相当の事由がある場合、本条の手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。手数料率の変更について、当行から変更内容を通知した後は、第24条の規定にかかわらずショッピングリボ払いの手数料はその時点におけるショッピングリボ利用残高の全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。

第26条の2(リボ事前登録サービス)

会員が事前に申し出て当行が適当と認めた場合、国内、海外すべてにおける加盟店でのショッピング代金のお支払いを、当行が別途定める条件によりショッピングリボ払いにすることができます。この場合、第26条によりお支払いいただきます。

第26条の3(ショッピングリボ切替サービス)

1. 会員は当行の定める期日までに申込みをし当行が適当と認めた場合、当行が別途定める条件により、第26条第1項によらず、ショッピング利用代金の全部または一部の支払方法を、当行所定の基準により、ショッピング1回払い・ショッピング2回払い・ボーナス一括払いからショッピングリボ払いに変更することができます。この場合、当初の利用日に遡ってショッピングリボ払いによるカード利用があったものとして、第26条によりお支払いいただきます。
2. 会員が第1項の当行の定める条件に違反した場合、支払方法の変更は無効となり、会員は当行に対する債務を直ちに一括で支払うものとします。

第27条(ショッピング分割払いの繰上返済)

会員は、第7条に定める代金決済の方法の他に、当行が別途定める方法により、ショッピング分割払いに係る債務の全額又は一部(ただし、売上票単位の全額に限ります。)を繰上返済することができます。

第27条の2(ショッピングリボ払いの繰上返済)

1. 会員は、第7条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、ショッピングリボ払いに係る債務の全額を繰上返済することができます。

- 2.会員は、第7条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、ショッピングリボ払いに係る債務の一部を繰上返済することができます。この場合、当行は、原則として、返済金の全額をショッピングリボご利用残高(元本)に充当するものとします。
- 3.会員は、毎月15日(当行休業日の場合は前営業日)までに当行に申し出ることにより、当行が認める範囲で、次回約定支払日に支払うべきショッピングリボ払いに係る弁済金(元金定額方式の場合は手数料を除きます。)を臨時に増額することができるものとします。

第28条(見本・カタログなどと現物の相違)

会員が、見本、カタログなどにより申込みをした場合において引渡され、または提供された商品、権利、役務が、見本、カタログなどと相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換、または再提供を申し出るか、または当該売買契約もしくは提供契約を解除することができるものとします。

第29条(支払停止の抗弁)

- 1.加盟店より購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について当該加盟店と紛議が生じた場合、会員は当該加盟店との間で解決し、当行に迷惑をかけないものとします。
- 2.前項にかかわらず、会員は、ショッピング2回払い、ボーナス一括払い、ショッピング分割払い、ボーナス併用分割払い、ショッピングリボ払い、ボーナス併用リボルビング払いにより購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について次の事由がある場合、その事由が解消されるまでの間、当行に対して当該事由に係る商品、権利、役務について、支払いを停止することができるものとします。
 - (1)商品、権利の引渡しもしくは役務の提供がなされない場合
 - (2)商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵(欠陥)がある場合
 - (3)クーリングオフ、中途解約(特定商取引に関する法律に定める関連商品以外の商品は除きます。)に応じないとき、または中途解約に伴う精算手続が行われないうとき
 - (4)その他商品、権利の販売や役務の提供について加盟店との間で紛議が生じている場合
- 3.当行は、会員が前項の支払停止を行う旨を当行に申し出た場合、直ちに所要の手続きを取るものとします。
- 4.会員は、前項の申し出をする場合、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- 5.会員は、第3項の申し出をした場合、すみやかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付。)を当行に提出するよう努めるものとします。また当行が上記の事由について調査する必要がある場合は、会員はその調査に協力するものとします。
- 6.第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支払いを停止することはできないものとします。
 - (1)会員が営業のためもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約(業務提供誘引販売個人契約に係るものを除きます。)に係るショッピング利用代金である場合

- (2)(1)のほか割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当するショッピング利用代金である場合
 - (3)ショッピング2回払い、ボーナス一括払い、ショッピング分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は1回のカード利用に係る支払総額が40,000円に満たないとき、ショッピングリボ払い、ボーナス併用リボルビング払いの場合は1回のカード利用に係る現金価格が38,000円に満たないとき
 - (4)割賦販売法に定める指定権利以外の権利に係るショッピング利用代金であるとき
 - (5)会員による支払いの停止が信義に反すると認められる場合
- 7.会員は、当行がショッピング利用代金の残額から第2項による支払いの停止額に相当する金額を控除して請求した場合は、控除後のショッピング利用代金の支払いを継続していただきます。

第30条(会員・加盟店間の契約の中途解約等)

- 1.会員は、会員・加盟店間の契約が、特定商取引に関する法律に定める特定継続的役務提供契約に該当するときには、いつでも当該役務提供契約および当該役務提供契約に際して締結された関連商品の売買契約(以下本条で「特定継続的役務提供等契約」と称します。)を中途解約することができます。
- 2.会員は、特定継続的役務提供等契約を中途解約するときは事前にその旨を当行に通知し、所定の手続きをとるものとします。
- 3.会員の都合により、特定継続的役務提供等契約を中途解約した場合、会員は当該立替払契約に基づく残債務全額につき、繰り上げ償還することとします。当該償還金額は、当該特定継続的役務提供等契約に係る利用残高に、ショッピング分割払い、ボーナス併用分割払いのときは直前支払期日の翌日から中途解約日まで、ショッピングリボ払いのときは直前締切日の翌日から中途解約日まで、当行所定の割合で日割計算(年365日とします。)した手数料を加算した金額とします。
- 4.前項の場合、会員は、会員の当行に支払うべき償還金額を上限として当行が当該代金を立替払いした加盟店が中途解約による未提供役務の対価に相当する額、または、未行使の権利の対価に相当する額(いずれも関連商品の返還がなされたときはその代金を含みます。)から会員が加盟店に支払うべき金額を控除した金額(以下「返還額」と称します。)を、直接当行に支払うことおよび会員は直接加盟店に請求しないことをあらかじめ同意するものとします。当行は加盟店から支払いを受けた場合、前項の償還金に充当し、また会員は返還額が償還金額に満たないときは、直ちにその残額を当行に支払うものとします。ただし、やむを得ない事情があるときは当行が認める精算方法に従うものとします。なお、償還金額を超える返還額については、償還金についての精算終了後、加盟店に対し直接、超過部分を会員に支払うことを請求することができるものとします。
- 5.加盟店側の責めに帰すべき事情に起因して会員が将来の役務の提供が受けられなくなったとき、または、将来の権利の行使ができなくなったときは、当該事情が発生した時点で特定継続的役務提供等契約が中途解約がなされたものとして、第3、4項の中途解約手続に準じて残債務額を

計算するものとし、会員は返還額との差額を支払うものとし、この場合、会員は役務提供を受けた期間・権利行使の状況、商品の使用状況、数量等の調査に協力するものとし、なお、調査の結果、前項のなお書きに該当した場合でも、返還額の全額が現実に加盟店から当行に支払われたときを除いて、超過金の支払請求権を当行に対して行使することはできないものとし、

6. 会員は、当行が加盟店の請求により中途解約手続きに必要な限度において、会員が当行に支払い済みの分割支払金または弁済金を当行が加盟店に通知することを承諾するとともに、会員が加盟店から提供を受けた役務相当額を把握するため、加盟店の会員に対する提供済務務について、当行が会員および加盟店に開示を求め、その内容を把握することを承諾します。

〈第5章 キャッシングサービス条項〉

第31条(キャッシングサービスの利用方法)

1. 当行より利用を認められた会員は、当行が認めた利用可能枠の範囲内で、当行の指定する日本国内の現金自動支払機(以下「支払機」と称します。)、で、カードおよび登録されている暗証番号を操作することにより、当行からキャッシングサービスを受けることができます。この場合、会員は、当行所定のATM利用手数料を第7条に定める代金決済方法に従い支払うものとし、
2. 当行より日本国外でのキャッシングサービスの利用を認められた会員は、次の(1)から(4)に記載した金融機関など日本国外のキャッシングサービス取扱場所で、カードを提示し、所定の伝票に会員自身の署名をすることにより、または当行の指定する日本国外の支払機で、カードおよび登録されている暗証番号を操作することにより、日本国外でキャッシングサービスを利用することができます。なお、融資額は、MasterCard WorldwideまたはVISA Worldwideもしくは当行が指定する現地通貨単位とします。このキャッシングサービス取扱場所が所定の手数料を定めているときの、取扱場所への当行の立替払い、会員からの徴求方法は前項と同様とします。

(1) MasterCard WorldwideまたはVISA Worldwideと提携した金融機関などの本支店

(2) (1)の金融機関が提携した金融機関などの本支店

(3) 当行または提携金融機関の本支店

(4) その他当行の指定する金融機関の本支店

3. 第1、2項にかかわらず当行より利用を認められた会員は、当行が別途定める方法により、キャッシングサービスを受けることができます。
4. 当行がやむを得ないものと認めて所定の利用可能枠を超えてキャッシングサービスを行なった場合も、本規約の各条項が適用されるものとし、

第32条(キャッシングサービス利用代金の支払方法)

1. キャッシングサービス利用代金の支払方法はキャッシングリボ払いとします。ただし、キャッシングリボ払いは一部の提携金融機関で指定できな

い場合があります。

2. 会員が下記の当行所定の方式のうちから選択した支払いコースに基づく元金および利息の合計額を翌月から各支払期日にお支払いいただきます。
 - (1) 元金定額方式による支払いコースを選択したときは、会員が申し出て当行が承認した元金支払い額に次項に定める利息を加算した合計額
 - (2) 残高スライド支払いコースを選択したときは、別表記載の締切日のご利用残高に応じた支払いコース所定の支払い額(当該金額には次項に定める利息を含むものとし、)
3. 利息は、毎月締切日(初回は利用日)の翌日から翌月締切日までのキャッシングリボ利用残高に対して当行所定の割合で日割計算(年365日とします。)した金額を、翌々月の支払日にお支払いいただきます。
4. 2、3項の利率については、当行は当行所定の基準および方法により優遇できるものとし、金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとし、

第32条の2(キャッシングサービスの利用代金の繰上返済)

1. キャッシングリボ払いの場合、会員は第7条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、キャッシングリボ払いにかかる債務の全額を繰上返済することができます。
2. キャッシングリボ払いの場合、会員は第7条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、キャッシングリボ払いにかかる債務の一部を繰上返済することができます。この場合当行は、原則として返済金の全額をキャッシングリボご利用残高(元本)に充当するものとし、
3. キャッシングリボ払いの場合、会員は、毎月15日(当行休業日の場合は前営業日)までに当行に申し出ることにより、当行が認める範囲で、次回約定支払日に支払うべきキャッシングリボ払いにかかる弁済金(元金定額方式の場合は手数料を除きます。)を臨時に増額することができるものとします。

〈第6章 相殺に関する条項〉

第33条(当行からの相殺)

1. 会員がショッピング、並びにキャッシングの債務を履行すべき場合には、当行はショッピング利用代金、ショッピング分割払手数料、ショッピングリボ払いの手数料、遅延損害金、キャッシング利用代金、利息、遅延損害金等この取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとし、
2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第34条(会員からの相殺)

1. 会員は弁済期にある預金その他当行に対する債権とこの取引から生じる

一切の債務とを、その債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。

- 前項より相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。
- 第1項より相殺した場合における債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。

第35条(相殺における充当の指定)

- 当行から相殺する場合に、本会員が本規約にもとづくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、本会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
- 本会員から相殺をする場合に、本会員が本規約にもとづくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、本会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本会員がどの相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができ、本会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
- 本会員の当行に対する債務のうち1つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて前項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ担保、保証の有無の状況等を考慮して、どの債務の相殺にあてるかを指定することができます。第2項なお書き、または第3項によって、当行が指定する本会員の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

【お問合せ・相談窓口】

- 商品などについてのお問合せ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 本規約についてのお問合せ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面(会員規約29条第5項)については、下記におたずねください。

株式会社千葉銀行
ちばぎんカードセンター
業務受託会社:ちばぎんディーシーカード株式会社
〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11
TEL 050-3536-1470

- 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合せ、ご相談については、当行におたずねください。

株式会社千葉銀行 個人情報苦情・相談窓口
〒260-8720 千葉市中央区千葉港1-2
TEL 0120-31-7889

【当行または三菱UFJニコスの加盟信用情報機関に登録される情報とその期間】

登録情報	登録期間		
	全国銀行 個人信用 情報センター (KSC)	株式会社 シー・アイ・シー (CIC)	株式会社 日本信用情報機構 (JICC)
①本人を特定する情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間		
②本契約に係る申し込みをした事実	当機関に照会した日から1年を超えない期間	当機関に照会した日から6か月間	当該申込日から6か月を超えない期間
③本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了日(完済日)より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年以内	当該事実の発生日より5年を超えない期間(ただし、契約内容および返済状況に関する情報については契約継続中および完済日から5年を超えない期間)
④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了日(完済日)より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了日から5年間	当該事実の発生日から5年を超えない期間(ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)

【当行または三菱UFJニコスの加盟信用情報機関の名称、問合せ電話番号、住所、およびホームページアドレス】

名称	所在地	電話番号	ホームページ(URL)
全国銀行 個人信用 情報センター (KSC)	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	03-3214-5020	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
株式会社 シー・アイ・シー (CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階	0120-810-414	http://www.cic.co.jp/
株式会社 日本信用情報 機構(JICC) (旧株式会社 テラネット)	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1	0120-441-481	http://www.jicc.co.jp/

※なお、各個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法第35条の3の36に基づく指定信用情報機関です。

◀ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ボーナス一括払い、ショッピング分割払い(含むボーナス併用分割払い)について▶

●ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ボーナス一括払い、ショッピング分割払い(含むボーナス併用分割払い)の支払回数、支払期間、手数料率(実質年率)

支払回数(回)	1回	2回	3回	5回	6回	10回	12回
支払期間(ヵ月)	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月
手数料率(実質年率)	0%			15.00%			

支払回数(回)	15回	18回	20回	24回	ボーナス一括
支払期間(ヵ月)	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月	1~6ヵ月
手数料率(実質年率)	15.00%				0%

※1 ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ボーナス一括払い、ショッピング分割払い・ボーナス併用分割払いの支払回数は、原則上記表に記載の通りとします。ただし、当行が承認した場合には上記支払回数以外の利用ができるものとし、この場合のショッピング分割払いの手数料は、当行所定の実質年率(本表支払回数毎の実質年率に準じます。この場合、支払回数が少ない方から最も近い本表支払回数に対応する実質年率とします。)にて計算するものとします。

※2 ※1にかかわらず、一部の分割払い取扱加盟店では、支払回数、実質年率が異なる場合があります。

※3 ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月(冬期)と7月(夏期)とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。なお、会員の利用日、支払回数によっては、ボーナス併用分割払いのお取扱いができない場合があります。

※4 ボーナス一括払いを指定した場合、12月16日から6月15日までの当該ショッピング利用代金を当年8月の約定支払日、7月16日から11月15日までの当該ショッピング利用代金を翌年1月の約定支払日にお支払いいただきます。(ただし、加盟店によりボーナス一括払いの取扱い期間が異なる場合があります。)

●ショッピング分割払いのお支払例:10月1日に現金価格6万円(消費税込)の商品を6回払い(実質年率15.00%)でご購入された場合

支払回数(実質年率)	3回払い(15.00%)	5回払い(15.00%)	6回払い(15.00%)	10回払い(15.00%)	12回払い(15.00%)
分割支払金の利用代金(現金価格)に対する割合	0.34170117	0.20756210	0.17403381	0.10700307	0.09025831

支払回数(実質年率)	15回払い(15.00%)	18回払い(15.00%)	20回払い(15.00%)	24回払い(15.00%)
分割支払金の利用代金(現金価格)に対する割合	0.07352646	0.06238478	0.05682038	0.04848664

(1) 分割支払金(月々の支払額) $60,000円 \times 0.17403381 = 10,442円$ (1円未満切捨て。以下同じ。)

(2) 支払総額(分割支払金合計) $62,533円$ (元利均等残債方式により、最終回の支払額は端数調整しております。)

第1回目お支払い(11月10日)			第2回目お支払い(12月10日)		
分割支払金	10,442円		分割支払金	10,442円	
内分割払手数料※1	$60,000円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日 = 641円$		内分割払手数料※2	$50,199円 \times 15.00\% \div 12ヵ月 = 627円$	
内元金	$10,442円 - 641円 = 9,801円$		内元金	$10,442円 - 627円 = 9,815円$	
支払後残元金	$60,000円 - 9,801円 = 50,199円$		支払後残元金	$50,199円 - 9,815円 = 40,384円$	

※1 初回は日割計算となります。

※2 2回目以降は月利計算となります。

以下、第3回目以降の分割支払金の内訳は次表のとおりとなります。(単位:円)

支払回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	合計
分割支払金	10,442	10,442	10,442	10,442	10,442	10,323	62,533
内分割払手数料	641	627	504	380	254	127	2,533
内元金	9,801	9,815	9,938	10,062	10,188	10,196	60,000
支払後残元金	50,199	40,384	30,446	20,384	10,196	0	—

◀ショッピングリボ払い(含むボーナス併用リボルビング払い)について▶

●ショッピングリボ払い(含むボーナス併用リボルビング払い)の手数料率 実質年率15.00% (毎月締切日の翌日から翌月締切日までの日割計算)

●ショッピングリボ払いお支払いコース(「毎月の弁済金」算定表)

方式	お支払コース	締切日のご利用残高						
		10万円以下	10万円超 20万円以下	20万円超 30万円以下	30万円超 40万円以下	40万円超 50万円以下	50万円超 60万円以下	60万円超 10万円増す毎に
元金定額方式	(1) 定額コース (元金別に6種類)	元金(5千円・1万円・2万円・3万円・4万円・5万円) + 手数料(ご利用残高に対する日割計算)						
残高スライド方式	(2) 5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	1万円ずつ 加算
	(3) 1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
	(4) 2万円コース		2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
	(5) 3万円コース		3万円		4万円	5万円	6万円	
	(6) 4万円コース			4万円		5万円	6万円	
	(7) 5万円コース			5万円		6万円		

●ボーナス月加算お支払い: 会員の方があらかじめ選択した月(年2回)に、ボーナス加算額を通常の弁済金に加えてお支払いいただきます。

●元金定額方式の場合: ショッピングリボご利用残高(元金)がご指定されたコースの弁済金に満たない場合は、ショッピングリボご利用残高(元金)(ショッピングリボ払い手数料がある場合には、元金との合計額)をお支払いいただきます。

●残高スライド方式の場合: ショッピングリボご利用残高(元金)と手数料の合計額が各コースの最低弁済金に満たないときは、その合計額をお支払いいただきます。

●ショッピングリボ払いのお支払例：10月1日に現金価格6万円(消費税込)のご利用をされた場合

<元金定額方式で「定額1万円コース」の場合>	
■第1回目お支払い(11月10日)	弁済金 10,000円 内手数料 0円 元金 10,000円
■第2回目お支払い(12月10日)	弁済金 10,743円 内手数料 743円= $(6万円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日) + \{(6万円 - 1万円) \times 15.00\% \times 5日 \div 365日\}$ 元金 10,000円
以下弁済金は1月10日 10,595円(内手数料595円)、2月10日 10,488円(同488円)、3月10日 10,361円(同361円)、4月10日 10,209円(同209円)、5月10日 106円(同106円)で完済となります。	

<残高スライド方式で「1万円コース」の場合>	
■第1回目お支払い(11月10日)	弁済金 10,000円 内手数料 0円 元金 10,000円
■第2回目お支払い(12月10日)	弁済金 10,000円 内手数料 743円= $(6万円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日) + \{(6万円 - 1万円) \times 15.00\% \times 5日 \div 365日\}$ 元金 9,257円= $10,000円 - 743円$
以下弁済金は1月10日 10,000円(内手数料596円)、2月10日 10,000円(同498円)、3月10日 10,000円(同378円)、4月10日 10,000円(同231円)、5月10日 2,580円(同134円)、6月10日 24円(同24円)で完済となります。	

《キャッシングサービスについて》

2014年4月1日現在

●キャッシングサービス利率・返済方式

ご融資利率 (実質年率)	9.00%～14.95% (1年を365日、ご利用 日数による日割計算)	返済方式	元利一括払い
-----------------	--	------	--------

- 担保／保証人：不要
- ATM利用手数料(消費税込)：取引金額1万円 108円 取引金額2万円以上 216円
- 遅延損害金：実質年率19.92% (1年を365日とする日割計算)
- 資金使途：自由(ただし、事業資金は除きます)
- 当行所定の基準により金利を優遇した場合は、上記金利とは異なる場合があります。
- キャッシングサービスの利息は、ご利用後1回目の支払いはご利用日の翌日から締切日までの日割計算。2回目以降の支払いは締切日翌日から翌月締切日までの日割計算。

<繰上返済の方法一覧>

	ショッピング 分割払い ※1	ショッピング リボ払い ※1※2	キャッシング リボ払い ※1※2
1.ATMによるご返済 日本国内の提携金融機関のATM 等から入金して返済する方法※3	×	○ (一部繰上 返済のみ)	○ (一部繰上 返済のみ)
2.口座振替によるご返済 事前に当行に申し出ることにより、 約定支払日に口座振替により返済 する方法※4	×	○	○
3.口座振込でのご返済 事前に当行に申し出のうえ、当行 指定口座への振込により返済する 方法※5	○	○	○
4.持参によるご返済 事前に当行に申し出のうえ、当行 に現金を持参して返済する方法※6	○	○	○

※1 ショッピングリボ払いの全額繰上返済とキャッシングリボ払いの全額繰上返済の場合は、日割計算にて返済日までの手数料を併せて支払うものとします。ショッピング分割払いの繰上返済の場合は、当行所定の計算方法により算出された期限未到来の手数料のうち、当行所定の割合による金額を精算いたします。

※2 ショッピングリボ払いの一部繰上返済およびキャッシングリボ払いの一部繰上返済の場合、原則、返済金全額を元本に充当するものとし、次回以降の約定支払日に、日割計算にて残元本に応じた手数料を支払うものとします。

※3 原則、千円以上千円単位となります。(一部、1万円単位でのご返済となるATMあり)

※4 毎月15日まで当行へ連絡があった場合は、翌月の請求金額に増額して支払期日に口座振替により返済することができます。

※5 口座振込での返済については、当行への事前連絡が必要です。また、返済いただく際の振込手数料は会員の負担となります。

※6 一部取扱えない支店・営業所・サービスセンターなどがありますので、事前に当行へ連絡のうえ確認してください。

※ いずれの支払方法も、当行が別途定める期間内での利用が可能です。また、当行所定の方法により手続きがされなかった場合は、繰上返済として取扱いできない場合があります。

クレジットカード・保証委託約款

第1条 (委託の範囲)

1. 私がクレジットカードの申込みを行うにあたり、保証会社(JCBカードを選択した場合はちばぎんジェーシービーカード株式会社、DCカードを選択した場合はちばぎんディーシーカード株式会社(以下「保証会社」という。))に委託する債務保証の範囲は、株式会社千葉銀行(以下「銀行」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)または三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)所定のクレジットカード会員規約(以下「会員規約」という。)ならびに銀行およびJCBまたは銀行および三菱UFJニコス所定の会員規約に付帯する特約・規定等(これらの特約・規定等と会員規約を総称して、以下「会員規約等」という。)にもとづき私が銀行に対し負担する、利用代金、利息、手数料、損害金、その他クレジットカード取引から生じる一切の債務とし、会員規約等の内容が変更されたときは、本契約にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
2. 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定した後、これにもとづいて銀行がクレジットカードを発行したときに成立するものとします。
3. 前項の保証内容は、会員規約等の各条項によるものとします。

第2条 (債務の弁済)

私は、保証会社の保証により銀行からクレジットカードの発行を受けるにあたり、この約定のほか、会員規約等の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元金を弁済します。

第3条 (保証の解約)

1. 会員規約等または本契約にもとづく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、私は、保証会社が本契約にもとづき決定した保証を解約されても異議ありません。
2. 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、保証会社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、保証会社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。
3. 第1項により保証を解約された場合でも、私が会員規約にもとづき、既に利用したクレジットカード取引から生じた一切の債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる保証会社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

第4条 (代位弁済)

1. 保証会社が銀行から保証履行を求められた場合、私は、保証会社が私および連帯保証人に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、会員規約等および本契約の各条項が適用されるものとします。

第5条 (求償権)

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額をただちに保証会社に支払います。

- (1) 前条により保証会社が代位弁済した全額。
- (2) 保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。
- (3) JCBカードを選択した場合、上記(1)(2)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年14.6%の割合による遅延損害金。
- (4) DCカードを選択した場合、上記(1)(2)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年14.56%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金。
- (5) JCBカードを選択した場合、保証会社が私に対し、上記(1)(2)(3)の金額を請求するために要した費用の総額並びに後記第6条の権利行使に要する費用およびこれらに対する完済日までの間の年14.6%の割合による遅延損害金。
- (6) DCカードを選択した場合、保証会社が私に対し、上記(1)(2)(4)の金額を請求するために要した費用の総額並びに後記第6条の権利行使に要する費用およびこれらに対する完済日までの間の年14.56%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金。

第6条 (求償権の事前行使)

1. 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。
 - (1) 銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - (2) 保全処分、強制執行、競売の申立があったとき、または破産手続開始、民事再生手続開始等、法的債務整理開始の申立があったとき。
 - (3) 租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 会員規約等または本契約の条項に違反したとき。
 - (5) その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、私は民法第461条にもとづく抗弁権を主張しません。

第6条の2 (反社会的勢力の排除)

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 私が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 私が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加

える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤私または私が事業を経営する場合であって経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2.私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3.私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は保証会社からの請求によって、保証会社が保証している金額について予め求償債務を負い、直ちに弁済します。

4.前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、保証会社は何らの責任を負わないものとします。また、保証会社に損害が生じた場合は、私は、その責任を負います。

第7条(弁済の充当順序)

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、保証会社が適当と認める方法により充当されても異議はありません。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第8条(通知義務)

1.私の財産、経営、職業、地位、業況等について保証会社から求められた場合、私は、直ちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。

2.前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、直ちに通知し保証会社の指示に従います。

3.私および連帯保証人の氏名、住所、勤務等の事項に変更があった場合、私は、直ちに保証会社に届出ます。

4.私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私または連帯保証人の届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第9条(担保・保証人)

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ一切異議を申し立てません。

第10条(公正証書の作成)

私は、保証会社から請求があるときは、直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

第11条(管轄裁判所の合意)

私は、本契約についての訴訟、調停および和解については、保証会社本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第12条(約款の変更)

この約款の内容は、保証会社と銀行との間の保証に関する契約書が改正されたときは、別段の定めがある場合を除きこれによって当然に変更されるものとします。

第13条(準拠法)

私と保証会社との間の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第14条(業務委託)

私は、銀行または保証会社が本約款に定める事務等をJCBまたは三菱UFJニコスに業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

(個人情報の収集・保有・利用等に関する条項)

1. 個人情報の収集・保有・利用

私は、保証会社が行う与信判断および与信後の管理のため、私および家族会員(以下併せて「会員等」という。)の以下の情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

①氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、職業、取引を行う目的(カードご利用目的)など入会申込時や入会後にお届けいただいた事項及びご申告いただいた事項

②入会申込日、入会承認日、ご利用可能枠など会員規約に基づくカード取引契約に関する事項

③会員等のカードご利用・お支払い状況

④会員等に申告いただいた資産、負債など、保証会社が収集したクレジット利用・支払履歴

⑤会員等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項

⑥犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項

⑦官報情報等、公開情報

2. 個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)への登録・利用

(1)私は、保証会社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という。)に保証会社が照会し、私の個人情報(破産等の官報情報、電話帳記載の情報等を含む。)が登録されている場合には、割賦販売法および貸金業法により、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

(2)私は、私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、また、加盟信用情報機

関および提携信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。なお、割賦販売法および貸金業法により、それ以外の目的には利用しません。

【株式会社シー・アイ・シー(CIC)】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等記号番号等本人を特定するための情報等	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報等 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、支払停止の抗弁申立有無等	契約期間中および契約終了後5年以内
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から6ヶ月間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

株式会社シー・アイ・シー(CIC)が相互に提携している信用情報機関は、全国銀行個人信用情報センター(KSC)および株式会社日本信用情報機構(JICC)となります。

(3)加盟信用情報機関および提携信用情報機関の住所、問合せ電話番号、ホームページアドレス、加盟企業の概要は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知いたします。

【保証会社が加盟する信用情報機関】

株式会社シー・アイ・シー(CIC) TEL 0120-810-414

〒160-8375東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

<http://www.cic.co.jp>

[主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関]

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法第35条の3の36に基づく指定信用情報機関です。

【保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する提携信用情報機関】

①全国銀行個人信用情報センター(KSC) TEL 03-3214-5020

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

[主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関]

②株式会社日本信用情報機構(JICC) TEL0120-441-481

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

<http://www.jicc.co.jp/>

[主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関]

※上記の各信用情報機関の規約、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各信用情報機関のホームページに記載されております。

3. 個人情報の開示・訂正・削除

会員等は、保証会社および上記2.に記載する加盟個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正または削除に応じます。

4. 本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、上記1.及び2.(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されることに同意します。ただし、それ以外に利用されることはありません。

5. 本条項に不同意の場合

保証会社は、会員等が本申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証をお断りすることや保証を中止する場合があります。

6. 問合せ窓口

個人情報の開示・訂正・削除等に関しましては、下記にご連絡ください。

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11

ちばぎんジェーシーカード株式会社

電話番号 043-225-2611

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11

ちばぎんディーシーカード株式会社

電話番号 043-225-8411

以上

ちばぎんスーパーカード・バックアップサービス契約

私は保証会社(ちばぎんスーパーカードでJCBカードを選択した場合はちばぎんジェーシービーカード株式会社、DCカードを選択した場合はちばぎんディーシーカード株式会社(以下「保証会社」という。))の保証にもつぎ、ちばぎんスーパーカード専用の附帯機能として株式会社千葉銀行(以下「銀行」という。)の当座勘定利用による当座貸越取引(ちばぎんスーパーカード・バックアップサービス取引(以下「バックアップサービス取引」という。))をするについて、次の各条項を約定します。また、私は銀行が本契約締結の事実および貸越極度額のみを情報を株式会社ジェーシービー(JCBカードを選択した場合)または三菱UFJニコス株式会社(DCカードを選択した場合)に提供し、前2社が当該情報を保有することに同意します。

第1条(取引方法)

- 1.本契約によるバックアップサービス取引は、銀行の本支店のうちいずれか1か店のみで開設できるものとします。
- 2.バックアップサービス取引は、ちばぎんスーパーカードを使用しない自動融資(第18条による取引方法)の利用による当座貸越取引の専用口座とし、小切手、手形の振出しあるいは引受けは行いません。
- 3.バックアップサービス取引にもつづく当座貸越は自動融資により発生し、また入金することにより減少します。
- 4.ちばぎんマイアクセス利用による随時の入金を行う場合は、別に定めるちばぎんマイアクセス利用規定によるものとします。

第2条(契約期限)

- 1.本契約の期限は、契約日の1年後の応当日の属する月の末日とします。ただし、契約期限の前日までに銀行あるいは私のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この期限はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 2.契約期限の前日までに銀行あるいは私から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次によることとします。
 - (1) 契約期限の翌日以降本契約による当座貸越は受けません。
 - (2) 当座貸越元利金は、本契約の各条項に従い弁済し、当座貸越元利金が完済した日に本契約は当然に解約されるものとします。
 - (3) 契約期限に当座貸越元利金がない場合は、契約期限の満了をもって本契約は当然に解約されるものとします。

第3条(貸越極度額)

- 1.本契約の貸越極度額は表記のとおりとします。なお、銀行がこの極度額を超えて当座貸越を行った場合も、私はこの約定により債務を負担します。
- 2.銀行は前項にかかわらず、本契約の貸越極度額を変更できるものとします。この場合は、銀行は変更後の貸越極度額および変更日を私あてに通知するものとします。

第4条(貸越金利息・損害金等)

- 1.本契約による当座貸越金の利息は付利単位100円とし毎月銀行所定の日に、銀行の定める利率・方法により算出するものとし、計算の都度第

1条第3項にかかわらず、当座貸越口座残高に組入れることに同意します。また、銀行が現金による利息の支払を請求したときは、直ちにこれに応じます。

- 2.銀行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年19.8%の割合による損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。
- 3.金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は利率および損害金の割合を一般的に行われる程度のものに変更することが出来るものとします。銀行はこの変更の内容を銀行の本支店に掲示するものとします。
- 4.保証会社の保証にかかわる保証料は、銀行の負担とします。
- 5.銀行が特に私に対して優遇利率を適用した場合には、私に通知することなく銀行はいつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を中止することができるものとします。

第5条(約定弁済・任意弁済)

- 1.本契約にもつづく毎月の弁済は借入要項記載の日(銀行休業日の場合は翌営業日とし、以下「約定返済日」という。)に、前月約定返済日(銀行休業日の場合は翌営業日)現在貸越残高がありかつ引き続き約定返済日前日に貸越残高があるものが対象となり、約定返済日前日現在の当座貸越残高につき下記のとおり弁済します。ただし、約定返済日前日現在の当座貸越残高が下記の約定弁済額に満たないときは、当座貸越残高の全額を弁済します。

約定返済日前日現在の貸越残高	約定返済金額
50万円以下	1万円
50万円超100万円以下	2万円
100万円超200万円以下	3万円

- 2.前項による約定弁済のほか当座貸越口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を弁済することもできるものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。なお、入金額が当座貸越残高相当額を超える場合は、その超える金額について表記の私名義の指定預金口座(以下「指定預金口座」という。)に入金するものとします。
- 3.前2項以外による弁済は、原則として行わないものとします。

第6条(弁済方法)

- 1.前条第1項による当座貸越金の弁済にあたっては、指定預金口座から引落しのうえ充当してください。この場合、普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書の提出はいたしません。なお、万一預け入れが遅延した場合にも預け入れ後いつでも約定弁済額に第4条第2項の損害金を加えた額(以下「弁済額相当額」という。)について同様の取扱いを行ってください。

2. 指定預金口座の残高が約定弁済額または弁済額相当額に満たないときは、銀行はその一部の弁済にあてる取扱いはせず、その全額について期限に弁済がないものとします。この場合、約定弁済額または弁済額相当額が弁済されるまで当座貸越の利用を一時中止されても異議ありません。

第7条(諸費用の引落し)

1. 本契約の締結に関し、私が負担すべき印紙代等の費用は銀行所定の日、方法により第1条第3項にかかわらず当座貸越口座から引落しのうえ費用の支払いにあてることのできるものとします。ただし、印紙代については銀行が認めた場合に限り、銀行所定の日に指定預金口座から小切手または通帳および請求書なしで引き落としのうえ、支払いにあてることのできるものとします。

第8条(期限前の全額弁済義務)

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催促等がなくても、当然に当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を弁済します。なお、この場合銀行からの通知なしに直ちに本契約を解約されても異議はありません。

- (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- (4) 第5条第1項の約定弁済を遅延し書面等により督促しても翌々月の弁済日までに弁済額相当額を弁済しなかったとき。
- (5) 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- (6) 住所変更の届け出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、銀行に私の所在が不明となったとき。
- (7) 相続の開始があったとき。
- (8) ちばぎんスーパーカードの会員規約にもとづき、期限の利益を失ったとき。

2. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行の請求によって当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を弁済します。

- (1) 私が銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
- (2) 私が銀行との取引約定の一つにでも違反したとき。
- (3) この取引に関し私が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- (4) ちばぎんスーパーカードの会員資格を喪失したとき。
- (5) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第8条の2(反社会的勢力の排除)

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①私が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営を支配している

と認められる関係を有すること。

- ②私が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤私または私が事業を営む場合であって経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求があり次第、当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、銀行は何らの責任を負わないものとします。また、銀行に損害が生じた場合は、私は、その責任を負います。

第9条(解約等)

1. 第8条各号の事由があるときは、いつでも銀行は当座貸越を中止または本契約を解約することができるものとします。
2. 前条の規定により、当座貸越元利金全額の弁済がなされたときに、本契約は解約され、失効するものとします。
3. 本契約による当座貸越取引が終了した場合には、直ちに当座貸越元利金を弁済します。
4. 本契約による契約期限前に当座貸越取引を解約する場合で当座貸越元利金があるときは直ちにその全額を弁済します。
5. ちばぎんスーパーカードを退会する場合は、第2条の契約期限にかかわらず当座貸越取引は当然に終了するものとし、当座貸越元利金があるときは直ちにその全額を弁済のうえ、本契約を解約するものとします。

第10条(相殺払戻充当)

1. 本契約の定めによって当座貸越元利金を弁済しなければならぬ場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも銀行は相殺することができます。

2.前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり預金の払戻しを受け、本契約による債務の弁済に充当することもできます。この場合、銀行は私に対して充当した結果を通知するものとします。

3.前2項によって相殺または払戻充当をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

第11条(借主からの相殺)

1.弁済期にある私の預金その他の債権とを、その債務の期限が未到来であっても、私は相殺することができます。

2.前項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行へ提出します。

3.私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

第12条(充当の指定)

1.弁済または第10条による相殺または払戻充当の場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができます、その充当に対して異議を述べるることができないものとします。

2.第11条により私が相殺する場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。

3.私が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができます、その充当に対しては異議を述べません。

4.第2項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分難易、弁済期の長短、割引手形の決済見込みなどを考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができます、その充当に対しては異議を述べません。

5.前2項によって銀行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したのものとして、銀行はその順序方法を指定することができます。

第13条(危険負担・免責条項等)

1.私が銀行に差し入れた証書等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済します。なお、証書等の紛失、滅失、または損傷が銀行の責めに帰すことのできない事情による場合には、銀行の請求によって代りの証書等を差し入れます。

2.当座貸越金支払請求書、諸届その他の書類の印影または署名、暗証を私の届け出た印鑑または署名、暗証に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、それらの書類、印鑑につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもこれによって生じた損害は私の負担とし、銀行にはなんらの請求をしません。

3.私に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に

要した費用、および私の権利を保全するため銀行の協力を依頼した場合に要した費用は、私が負担します。

第14条(届け出事項の変更)

1.氏名、住所、職業(勤務先)、印鑑、電話番号その他届け出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出をします。この届け出の前に生じた損害は私の負担とし銀行にはなんらの請求をしません。なお、住所の変更について当行所定の方法により届け出た場合には、書面による届け出を省略できるものとします。

2.私が前項の届け出を怠ったために、銀行からなされた通知または送付された書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとされても異議はありません。

第15条(報告・調査)

1.銀行から財産、債務、経営、業況、収入等について、資料の提供または報告を求められたときには直ちに応じます。

2.財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化が生じる恐れがあるときは銀行に報告します。

第16条(契約の変更)

1.本契約の内容を変更する場合(第4条第3項により利率及び損害金の割合が変更される場合を除く)、銀行はあらかじめ変更内容および変更日を銀行本支店に掲示するかまたは書面で私に通知するものとします。この場合、変更日以降は変更後の内容により本契約を履行します。

第17条(合意管轄)

1.本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店または表記の銀行取扱い店の所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

第18条(自動融資取引)

1.自動融資を利用する場合には、上記のちばぎんスーパーカード・バックアップサービス契約の各条項のほか次の各条項が適用されるものとします。

2.ちばぎんスーパーカード・バックアップサービス申込書(兼当座貸越契約書)により届け出た指定預金口座が、銀行所定の預金口座振替契約による引落とし口座に指定されている場合、その預金口座振替の請求金額が指定預金口座の支払可能預金残高(指定預金口座に総合口座取引規定にもとづく当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる金額を支払可能預金残高に含む。)を超えるとき、銀行は当座貸越口座から第3条に定める貸越極度額の範囲内で自動的にその不足相当額の当座貸越(この当座貸越を以下「自動融資」という。)を行い、指定預金口座に入金するものとします。なお、第5条および第6条に定める約定弁済金、第7条の諸費用の支払いのほか銀行との融資取引に関し私の負担する債務の弁済金の自動引落とし、預金の払戻し、預金間の振替・送金については、自動融資の対象としません。

3.指定預金口座に対して、同日に数件の預金口座振替の請求があり、その

合計額が前項により自動融資のできる額を超える場合は、そのいずれの預金口座振替請求額相当分を自動融資するかは銀行の任意とします。

4. 指定預金口座への自動融資による入金(当座貸越口座からの当座貸越)と同日付での現金・振込および振替による指定預金口座への入金があった場合は、銀行は前者を優先して指定預金口座の支払可能預金残高不足に充当する取扱いとしても異議はありません。

(個人信用情報機関の登録等)

1. 私は、下記のそれぞれの表に定める個人情報(その履歴を含む。)が銀行が加盟する各個人信用情報機関に登録され、各機関および各機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則および割賦販売法により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のために利用されることに同意します。

【全国銀行個人信用情報センター(KSC)】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

【株式会社シー・アイ・シー(CIC)】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等記号番号等本人を特定するための情報等	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報等 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、支払停止の抗弁申立有無等	契約期間中および契約終了後5年以内
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から6ヶ月間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

全国銀行個人信用情報センター(KSC)および株式会社シー・アイ・シー(CIC)が相互に提携している個人信用情報機関は株式会社日本信用情報機構(JICC)となります。

2.個人信用情報機関およびその提携する個人信用情報機関の住所、問合せ電話番号、ホームページアドレス、加盟企業の概要は次のとおりです。

①銀行が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター(KSC)

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

株式会社シー・アイ・シー(CIC)

<http://www.cic.co.jp>

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウェスト15階

TEL 0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法第35条の3の36に基づく指定信用情報機関です。

②上記各機関と提携する個人信用情報機関

株式会社日本信用情報機構(JICC)

<http://www.jicc.co.jp/>

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

TEL 0120-441-481

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

3.私は、第1項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

4.個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行いません(銀行ではできません)。

以 上

バックアップサービス保証委託約款

第1条(委託の範囲)

1. 私が保証会社(ちばぎんスーパーカードでJCBを選択した場合はちばぎんジェーシーカード株式会社、DCカードを選択した場合はちばぎんディーシーカード株式会社(以下「保証会社」という。))に委託する債務保証の範囲は、私と株式会社千葉銀行(以下「銀行」という。)との間のちばぎんスーパーカード・バックアップサービス契約(以下「原契約」という。)にもとづき、私が銀行に負担する当座貸越金、利息、損害金、その他一切の債務とし、原契約の内容が変更されたときは、本契約にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
2. 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行の間で原契約が締結したときに成立するものとします。
3. 本契約にもとづく保証委託の有効期間は、私と銀行との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約にもとづく保証委託の期間も延長されるものとします。

第2条(債務の弁済)

私は、保証会社の保証により銀行から融資を受けるについては、この約定のほか、私と銀行との間に締結する当座貸越契約の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を弁済します。

第3条(保証の解約)

1. 原契約または本契約にもとづく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、私は、保証会社が本契約にもとづき決定した保証を解約されても異議ありません。
2. 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、保証会社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、保証会社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。
3. 第1項により保証を解約された場合でも、私が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる保証会社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

第4条(代位弁済)

1. 保証会社が銀行から保証履行を求められた場合、私は、保証会社が私および連帯保証人に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第5条(求償権)

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額をただちに保証会社に支払います。

- (1) 前条により保証会社が代位弁済した全額。

- (2) 保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。
- (3) JCBカードを選択した場合、上記(1)(2)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年14.6%の割合による遅延損害金。
- (4) DCカードを選択した場合、上記(1)(2)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年14.56%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金。
- (5) JCBカードを選択した場合、保証会社が私に対し、上記(1)(2)(3)の金額を請求するために要した費用の総額並びに後記第6条の権利行使に要する費用およびこれらに対する完済日までの間の年14.6%の割合による遅延損害金。
- (6) DCカードを選択した場合、保証会社が私に対し、上記(1)(2)(4)の金額を請求するために要した費用の総額並びに後記第6条の権利行使に要する費用およびこれらに対する完済日までの間の年14.56%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金。

第6条(求償権の事前行使)

1. 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。
 - (1) 銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - (2) 保全処分、強制執行、競売の申立があったとき、または破産手続開始、民事再生手続開始等、法的債務整理開始の申立があったとき。
 - (3) 租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 原契約または本契約の条項に違反したとき。
 - (5) その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、私は民法第461条にもとづく抗弁権を主張しません。

第6条の2(反社会的勢力の排除)

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 私が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 私が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

- ⑤私または私が事業を経営する場合であって経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2.私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3.私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は保証会社からの請求によって、保証会社が保証している金額について予め求償債務を負い、直ちに弁済します。
- 4.前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、保証会社は何らの責任を負わないものとします。また、保証会社に損害が生じた場合は、私は、その責任を負います。

第7条(弁済の充当順序)

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、保証会社が適当と認める方法により充当されても異議はありません。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第8条(通知義務)

- 1.私の財産、経営、職業、地位、業況等について保証会社から求められた場合、私は、直ちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。
- 2.前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、直ちに通知し保証会社の指示に従います。
- 3.私および連帯保証人の氏名、住所、勤務等の事項に変更があった場合、私は、直ちに保証会社に届出ます。
- 4.私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私または連帯保証人の届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第9条(担保・保証人)

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ一切異議を申し立てません。

第10条(公正証書の作成)

私は、保証会社から請求があるときは、直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

第11条(管轄裁判所の合意)

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社本店

所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第12条(約款の変更)

この約款の内容は、保証会社と銀行との間の保証に関する契約書が改正されたときは、別段の定めがある場合を除きこれによって当然に変更されるものとします。

第13条(準拠法)

私と保証会社との間の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第14条(業務委託)

私は、銀行または保証会社が本約款に定める事務等をJCBまたは三菱UFJニコスに業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

(個人情報の収集・保有・利用等に関する条項)

1.個人情報の収集・保有・利用

私は、保証会社が行う与信判断および与信後の管理のため、私および家族会員(以下併せて「会員等」という。)の以下の情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- ①氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、職業、取引を行う目的(カードご利用目的)など入会申込時や入会後にお届けいただいた事項及びご申告いただいた事項
- ②入会申込日、入会承認日、ご利用可能枠など会員規約に基づくカード取引契約に関する事項
- ③会員等のカードご利用・お支払い状況
- ④会員等に申告いただいた資産、負債など、保証会社が収集したクレジット利用・支払履歴
- ⑤会員等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑥犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項
- ⑦官報情報等、公開情報

2.個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)への登録・利用

- (1)私は、保証会社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という。)に保証会社が照会し、私の個人情報(破産等の官報情報、電話帳記載の情報等を含む。)が登録されている場合には、割賦販売法および貸金業法により、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

- (2)私は、私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、また、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。なお、割賦販売法および貸金業法により、それ以外の目的には利用しません。

【株式会社シー・アイ・シー(CIC)】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等記号番号等本人を特定するための情報等	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報等 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、支払停止の抗弁申立有無等	契約期間中および契約終了後5年以内
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から6ヶ月間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

株式会社シー・アイ・シー(CIC)が相互に提携している信用情報機関は、全国銀行個人信用情報センター(KSC)および株式会社日本信用情報機構(JICC)となります。

(3)加盟信用情報機関および提携信用情報機関の住所、問合せ電話番号、ホームページアドレス、加盟企業の概要は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知いたします。

【保証会社が加盟する信用情報機関】

株式会社シー・アイ・シー(CIC) TEL 0120-810-414
〒160-8375東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
<http://www.cic.co.jp>

[主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関]

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法第35条の3の36に基づき指定信用情報機関です。

【保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する提携信用情報機関】

①全国銀行個人信用情報センター(KSC) TEL 03-3214-5020
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

[主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関]

②株式会社日本信用情報機構(JICC) TEL0120-441-481
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
<http://www.jicc.co.jp/>

[主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関]

※上記の各信用情報機関の規約、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各信用情報機関のホームページに記載されております。

3.個人情報の開示・訂正・削除

会員等は、保証会社および上記2.に記載する加盟個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正または削除に応じます。

4.本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、上記1.及び2.(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されることに同意します。ただし、それ以外に利用されることはありません。

5.本条項に不同意の場合

保証会社は、会員等が本申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証をお断りすることや保証を中止する場合があります。

6.問合せ窓口

個人情報の開示・訂正・削除等に関しましては、下記にご連絡ください。

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11

ちばぎんジェーシービーカード株式会社

電話番号 043-225-2611

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11

ちばぎんディーシーカード株式会社

電話番号 043-225-8411

以上

ちばぎんキャッシュカード規定(個人用)

第1条(カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)、スーパー貯蓄預金および貯蓄預金20万円型について発行したちばぎんキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)はそれぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行の現金自動預金機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金、スーパー貯蓄預金または貯蓄預金20万円型(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行の自動振込機(振込みを行うことができる現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) 当行所定の支払機を使用して他の預金に振替をする場合。
- (5) 総合口座取引の普通預金について発行したちばぎんキャッシュカードにより、総合口座の定期預金(以下「定期預金」といいます。)の払戻しをする場合および定期預金の満期時における解約を予約する場合。
- (6) その他当行所定の取引をする場合。

第2条(預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲とします。

第3条(支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード(またはカードと通帳)を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による預金の払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲とします。
なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻しのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
- (4) 当行の支払機を使用して定期預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードおよび通帳を

挿入し、届出の暗証および金額等を正確に入力してください。(カードのみでの払戻しは、できません。)

1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とし、払戻金は総合口座の普通預金に入金いたします。

なお、不適切なカードの使用または当行が必要と認めた場合等は、払戻しを停止させていただく場合があります。

第4条(振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第5条(支払機による他預金への振替)

- (1) 支払機を使用して振替資金を預金口座からの振替により払戻し、他の預金へ振替えをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードと振替先口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。
この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
ただし、当行の支払機を使用して定期預金を払戻すと同時に総合口座の普通預金へ振替えをする場合には、本条項によらず、第3条第2項の手続によるものとします。
- (2) 支払機による振替は、1円単位とし1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行所定の範囲内とします。

第6条(自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金の預入れをする場合、および支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機、支払機および振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 前項(1)の自動機利用手数料は、預入れ時または預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 支払機または振込機を使用してスーパー貯蓄預金の払戻しをする場合(第8条第2項により当行本支店の窓口でカードによりスーパー貯蓄預金の払戻しをする場合を含みます。)、当該スーパー貯蓄預金の払戻し(通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含みます。)が毎月1日から月末日までの1か月間に5回をこえる場合には、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定(スーパー貯蓄預金)に定める払戻回数超過手数料をいただきます。
- (4) 前項の払戻回数超過手数料は、1か月分をとりまとめ当行所定の日に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。

- (5) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

第7条(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人による定期預金の払戻しはできません。

第8条(預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名(署名)、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに届出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第9条(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預け入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口へ提出された場合に行います。
また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。
なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

第10条(カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年

月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第11条(偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第12条(盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第13条(カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。
- (2) 暗証および代理人カードを発行している場合の代理人カードの暗証は、前項によるほか、預金機、提携先の支払機および振込機(以下「自動機」といいます。)を使用して変更することができます。当行が自動機を使用して変更できる届出事項を追加するときは、あらかじめその旨および取扱開始の日時を店頭に掲示するものとし、また取消するときも同様にお知らせします。
- (3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、自動機を使用するものとします。

第14条(カードの再発行)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第15条(カードの暗証の利用)

普通預金について発行したちばぎんキャッシュカードの届出の暗証は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行がホームページ上で提供するインターネット経由の「ちばぎんマイアクセス」の申込サービスにより、「ちばぎんマイアクセス」の申込みを行う場合。
なお、「ちばぎんマイアクセス」とは、契約者ご本人が電話機・パーソナルコンピュータ等を通じて、電話やインターネット等により振込・振替等の取引を行うことのできるサービスをいいます。
- (2) その他当行所定の取引をする場合。

第16条(預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第17条(解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。
なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用、第18条の規定に違反した場合など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。
この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- ①18条に定める規定に違反した場合
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第18条(譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第19条(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定(スーパー貯蓄預金)、貯蓄預金規定(貯蓄預金20万円型)および振込規定により取扱います。

第20条(規定の変更)

この規定を変更する時は、あらかじめ変更の内容および取扱いの期日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更規定が発効するものとするお取扱いをさせていただく場合があります。

(平成17年12月改正)

1. (特約の適用範囲)

ICカードとは、ICチップで取引ができるキャッシュカード又はローンカードをいい、この特約は、ICカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。

この特約は、「ちばぎんキャッシュカード規定」または「ローンカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとします。

2. (ICカードの利用)

(1) ICカードの利用は、以下の現金自動支払機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)で利用できます。

- ・当行の支払機のうちIC対応している支払機
- ・ICチップによる取引を提携している提携先(当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等)の支払機で「IC対応」している支払機

(2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されているICカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機の利用は磁気ストライプが併載されているICカードであれば、磁気ストライプによる取引が可能です。

3. (1日あたりの利用限度額)

ICチップによる取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。利用限度額は当行所定の方法により、当行所定の金額の範囲内で変更できます。

4. (故障等の対応)

前記2.(1)に規定されたIC対応支払機が故障した場合、ICチップ機能に障害が生じた場合等において、ICチップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

5. (発行手数料)

ICキャッシュカードの発行については、当行所定の手数料をいただきます。ただし、ICローンカードについては無料といたします。

以上
(平成22年9月改正)

1. (特約の適用範囲)

生体認証とは、あらかじめICカード内に登録された、お客さまの生体情報(指静脈情報)をパターン化した生体認証情報(以下「生体情報(指静脈パターン)」といいます)と、来店したお客さまの指の静脈パターンを照合して本人確認を実施する方法をいいます。ICカードのうち生体認証機能を搭載したものを「生体認証対応ICカード(以下「生体対応ICカード」といいます)」といいます。

この特約は、生体認証による取引を行うにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「ちばぎんキャッシュカード規定」、「ローンカード規定」及び「ICカード特約」の一部を構成するとともに同規定及び同特約と一体として取り扱われるものとします。

2. (生体認証対象口座)

- (1) 生体対応ICカードは、当行所定の預金口座または当座貸越口座(以下「生体認証対象口座」といいます)についてのみ利用できます。
- (2) 当行に生体認証対象口座を登録または削除する場合は、当行所定の書面により届け出てください。

3. (生体情報の登録)

- (1) 生体認証取引は、当行所定の方法で生体対応ICカードの交付を受けた後、当行国内本支店窓口にて当行所定の方法で生体対応ICカード上のICチップ内に生体情報(指静脈パターン)を、生体認証情報として登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。
- (2) お客様の生体情報(指静脈パターン)は、お客様が所持する生体対応ICカード上のICチップ内に暗号化して保管し、銀行のシステムや端末等には保管いたしません。

4. (生体認証の利用)

- (1) 生体対応ICカードは、生体情報登録の有無及び現金自動支払機の種類に応じて、「生体認証取引」「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引(磁気ストライプが併載されている場合)」の3通りの取引があります。
- (2) 「生体認証取引」は、生体情報登録済みの生体対応ICカードで、IC対応している現金自動支払機のうち生体認証に対応している支払機及び窓口を設置した認証装置において利用できます。
- (3) 「生体認証取引」は、暗証の入力による認証に加え、生体情報(指静脈パターン)の照合を行い、その同一性を確認した上で、払戻し、振込、振替、借入、各種照会、諸届、暗証の変更その他当行所定の取引を行います。
- (4) 生体情報登録済みの生体対応ICカードを、生体認証に対応していないIC対応の支払機で利用した場合、また、生体情報未登録の生体対応ICカードを、生体認証対応している支払機で利用した場合は、「生体認証によらないICチップによる取引」となります。
- (5) 生体情報登録済みの生体対応ICカードであっても、IC対応していない支払機で利用した場合、「磁気ストライプ取引(磁気ストライプが

ちばぎんデビットカードサービス規定

併載されている場合)」となります。

(6) 生体対応ICカードのICチップ上に保管された生体情報(指静脈パターン)は、本人確認以外の目的では利用いたしません。

5. (生体情報(指静脈パターン)の変更・削除)

登録された生体情報(指静脈パターン)の変更、削除を行う場合は、当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。当行は本人確認等、所定の手続きを行った上で、変更、削除を行います。

6. (カードの更新または再発行時の生体情報に関わる手続)

カードの更新や再発行により、新たな生体対応ICカードが発行された場合、古いカードは返却するとともに、すみやかに前記4.により、生体情報の登録を行ってください。

7. (1日あたりの利用限度額)

生体認証による取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。

なお、生体対応ICカードは、「生体認証取引」「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引(磁気ストライプが併載されている場合)」それぞれに1日あたりの限度額が設定され、「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引(磁気ストライプが併載されている場合)」について限度額を変更または取引を停止することができます。

8. (代理人)

当行所定の手続により、代理人カード(法人副カードを含む)を発行することができます。(ただし、ローンカードは代理人カードは発行できません。)代理人が生体認証取引を行う場合、代理人の生体情報(指静脈パターン)を登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、本人または代理人の本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。当行が代理人の確認を相応の注意を持って行ったうへは、本人が指定された正式な代理人として、当行は生体情報(指静脈パターン)の登録をいたします。

9. (個人情報取扱の同意)

生体認証の申込者及び申込者の代理人は、当行が生体認証による本人確認を行うため、下記の場合に、自己の生体情報(指静脈パターン)を生体対応ICカード上のICチップ内に保管し、利用することに同意するものとします。

- ・ICチップに生体情報(指静脈パターン)を登録する場合、またその情報を変更、削除、確認する場合
- ・対象口座の預金等に関し、当行が認めた払戻し、振込、振替、借入、各種照会、諸届、暗証の変更その他当行所定の取引をする場合

以上

1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者(以下「加盟店」といいます。)に対して、デビットカード(当行がちばぎんキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)その他当行所定のキャッシュカード。以下「カード」といいます。)を提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の引落し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます。)については、この規定により取扱います。

- ①日本デビットカード推進協議会(以下「協議会」といいます。)所定の加盟店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうへ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である——または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)
- ②規約を承認のうへ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人
- ③規約を承認のうへ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人

2. (利用方法等)

- (1)カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうへ加盟店をしてカード端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうへ、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2)端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3)次の場合には、デビットカード取引を行なうことはできません。
 - ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ②1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
 - ③役務が、加盟店がデビットカード取引を行なうことができないものと定めた商品または役務に該当する場合
- (4)次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ①1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた利用限度額を超える場合
 - ②当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

③カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合

- (5) カードによるデビットカード機能をご希望されない場合は、デビットカードの機能を停止することもできます。機能の停止をご希望の場合は、当行所定の方法により当行に届けてください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 当行がデビットカード取引を行なうことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行なうことはできません。

3. (デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金の引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. (預金の復元等)

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落とされた預金相当額の金額の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行なった加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項

に準じて取扱うものとします。

5. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合は、キャッシュカード規定を準用します。ちばぎんキャッシュカード規定の準用にあたっては、次のとおり各規定を読み替えます。ちばぎんキャッシュカード規定第7条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・他預金への振替・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第9条(法人キャッシュカードの場合は同規定第8条)中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第11条(法人キャッシュカードの場合は同規定第10条)第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第12条(法人キャッシュカードの場合は同規定第11条)中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。

以上
(平成19年12月改正)

ちばぎんスーパーカード一体型カード規定 (DC)

第1条 (適用範囲等)

- (1) ちばぎんスーパーカード・キャッシュ一体型カード(以下「本件カード」といいます。)とは、株式会社千葉銀行(以下「当行」といいます。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」といいます。)が発行するカードで、1枚のカードで当行の会員規約(以下「会員規約」といいます。)に定めるサービス(以下「クレジットカードサービス」といいます。)と当行のキャッシュカード規定(以下「カード規定」といいます。)に定めるサービス(以下「キャッシュカードサービス」といいます。)とをご利用できるものをいいます。
- (2) 本件カードにおいては、クレジットカードサービスは当行および当社が、キャッシュカードサービスは当行が各々利用者に提供します。利用者はこの一体型カード規定(以下「本規定」といいます。)および会員規約ならびにカード規定を承認のうえ本件カードを利用していただくものとします。
- (3) 本件カードのキャッシュカードサービスにデビットカードサービスが付加された場合において、利用者が、本件カードのデビットカードサービスおよびクレジットカードサービスの両機能を使用できる加盟店において本件カードを利用してショッピングを行う場合には、本件カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
- (4) 本件カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスのお支払口座(以下「支払預金口座」といいます。)となります。なお、支払預金口座に指定することのできる口座は、当行所定の普通預金口座に限らせていただきます。
- (5) 本件カードのお申込みは、個人の方のみとします。また、お申込みは、当行および当社それぞれからお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。

第2条 (本件カードの貸与・回収について)

- (1) 本件カードの所有権は当行に帰属します。利用者へは、当行および当社の承認のもとに貸与するものとし、利用者は善良なる管理者の注意をもって本件カードを利用・管理するものとします。
- (2) 利用者は本件カードを本人において利用するものとし、第三者に譲渡または質入れしてはならないものとします。また、第三者に貸与すること、占有させることまたは使用させることはしてはならないものとします。
- (3) 当行および当社から本件カードの請求があった場合は、利用者はその請求に従って本件カードを返却するものとします。

第3条 (本件カードのお申込みおよび審査)

- (1) 本件カードのお申込みは、当行で受付けるものとします。本件カードのクレジットカードサービスの利用のお申込みについては当行および当社で会員資格の審査をさせていただくものとします。
- (2) 本件カードの交付は前項の会員資格の審査が終了した後になります。

前項の会員資格の審査結果で、資格を満たさない場合(以下「クレジットカード利用不可の場合」といいます。)に限り、当行から本件カード申込書記載の連絡先に連絡させていただきます。

- (3) 審査結果がクレジットカード利用不可の場合には、当行のキャッシュカードを交付します。この場合、別途キャッシュカード発行のための申込書は必要ありません。

第4条 (本件カードの作成および交付)

- (1) 前条により当行および当社が利用者として承認した方(以下「契約者」といいます。)に、本件カードを交付します。
- (2) 当行および当社は本件カードの作成について第三者に委託して作成することができるものとします。また、本件カードの交付についても当行および当社が指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとします。
- (3) 本件カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行の口座開設店またはカードセンターにご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらかじめ本件カードのお申込みが必要となります。

第5条 (本件カードの記載事項・有効期限)

- (1) 本件カードについては表面に次の事項を記載します。
 - ① クレジットカード会員番号
 - ② 支払預金口座の口座番号
 - ③ 契約者名(預金者名・会員名)
 - ④ カード有効期限
- (2) 前項の③の契約者名は、本件カードの申込書記載の契約者名または申込書記載のカード表記用のお名前前で表記させていただきます。このお名前は当行にお届出の支払預金口座の口座名義とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。なお、本件カードのお申込みについては、支払預金口座の名義にかかわらず屋号付の名称や通称は受け付けいたしません。
- (3) 第1項の④のカード有効期限は、本件カードについてのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスとに共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、当該カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。
- (4) 本件カードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面の所定の場所に契約者ご本人の署名をしてください。この署名はクレジットサービスのご利用の際に必要なに応じて使用していただくものであり、この署名がない場合には、クレジットサービスをご利用いただけない場合があります。

第6条 (有効期限更新時の取扱い)

- (1) 本件カードの有効期限が到来する場合、当行および当社が引続き

利用者として承認する契約者に対しては有効期限を更新した新しいカードを送付します。なお、本件カードの作成および交付については、第4条に準じるものとします。

- (2) 前項の場合において、当行および当社がクレジットサービスの有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカードサービスとともに、本件カードによるキャッシュカードサービスも、有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。
- (3) 前項の場合において、特に契約者本人の届出がなくとも、当行は必要に応じて当行所定のキャッシュカードを発行し、届出住所宛に送付することができるものとします。この場合は、キャッシュカード用暗証番号を含め、本件カードでの当行との間のキャッシュカードサービスに関する契約は、そのまま継続するものとします。

第7条 (カードの盗難・紛失)

- (1) 契約者は、本件カードを盗難、紛失その他の事由により喪失した場合には、会員規約およびカード規定の定めるところにしたがって当行または当社にすみやかに連絡するものとします。
- (2) 前項の場合において契約者から届出を受けた当行は、その判断により当社にカードを喪失した旨の連絡があったことを通知することができるものとします。当行および当社は、この通知に基づき当該カードの利用停止などの措置をとることがあります。
- (3) 第1項の連絡の後、契約者は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の所定の窓口(原則として支払預金口座の口座開設店になります。)で受付けるものとします。本件カードの喪失に伴うカード再発行のお申込みについても同様とします。また、この届出の前に生じた損害については当行および当社は責任を負いません。
- (4) 第1項の連絡を受けた場合は、当行はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を一時停止します。当行のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一カード喪失の連絡における契約者の誤りなどでカードが使用できないことが生じても、当行および当社は、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。

第8条 (本件カードの使用不能)

- (1) 万が一本件カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行の取引店(支払預金口座の口座開設店になります。)にご照会ください。
- (2) 本件カードの使用不能に伴ってカードの再発行が必要な場合には、契約者は本件カードの支払預金口座の口座開設店で所定の手続を行ってください。

第9条 (届出事項の変更について)

- (1) 住所、氏名、電話番号、勤務先など本件カードについての届出事項

に変更があった場合には、契約者はすみやかに当行所定の窓口(原則として支払預金口座の口座開設店になります。)に所定の書面により届出るものとします。この所定の書面による届出の前に生じた損害については当行および当社は責任を負いません。

- (2) 氏名に変更があった場合および支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合、またはクレジットカードの暗証番号を変更する場合には、必ずカードを作成し直す必要がありますので、本件カードは当行に返却していただくか、本件カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ破棄してください。
- (3) 前項の場合も含めて届出事項の変更によりカード再作成が必要となる場合には、新しいカードが交付されるまでの間は、本件カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生した場合でも当行および当社は、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。

第10条 (本件カードのカード種類の変更など)

- (1) 本件カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。この場合は、当行所定の届出用紙により単体型のクレジットカードサービスもしくはキャッシュカードサービスへの切替手続きを行ってください。
- (2) 本件カードをクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスに分離する場合も、上記(1)と同様の手続きを行ってください。
- (3) 本件カードについての支払預金口座を当行以外の金融機関に変更することはできません。

第11条 (本件カードの利用停止)

- (1) 当行および当社は、契約者が本規定または会員規約もしくはカード規定に違反したときまたは違反するおそれがあると判断したときには、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合において当行および当社は契約者に特に催告することなく本件カードが利用可能な自動機や当行および当社の加盟店を通じて本件カードの回収をすることができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行および当社は、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。
- (2) 本件カードのクレジットカードサービスの利用について、本件カードが契約者ご本人以外の者によって利用されている疑義が生じた場合、契約者ご本人のクレジットカード会員番号が第三者に流用されている疑義が生じた場合、またはその他本件カードの利用について第三者による不正使用の疑義が生じた場合には、当行および当社は本件カードによるクレジットカードサービスによる取引の安全を確保するため、当該契約者ご本人に係る本件カードのクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。

ただし、当行および当社はサービスの利用の停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行および当社は、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。

- (3) 前項の場合、当行は本件カードのキャッシュカードサービスについても利用を停止することができるものとします。ただし、当行はサービスの利用の停止について事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。
- (4) 本件カードのキャッシュカードサービスの利用について、第2項に記載された疑義が生じた場合には、当行は第3項と同様にキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合クレジットサービスの取扱いについては第2項と同様、その利用を停止することができるものとします。

第12条(本件カードの解約・会員資格の取消について)

- (1) 契約者は本件カードをいつでも解約することができます。但し、解約にあたっては、当行所定の書面を当行所定の窓口(原則として支払預金口座の口座開設店になります。)に提出し、バックアップサービスに係る債務がある場合、その債務全額を弁済してください。この場合、本件カードは当行に返却していただくか、本件カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ破棄してください。
- (2) 本件カードのクレジットカードサービスについては会員規約に基づいて当行および当社が会員資格を取消することができます。この場合、当行は本件カードのキャッシュカードサービスに係る契約を特に契約者に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行および当社は、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。
- (3) 前項の他に、当行および当社は契約者が本規定または会員規約もしくはカード規定に違反したと認めた場合には、本件カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約できるものとします。

第13条(本件カードの利用・機械の誤操作について)

- (1) 本件カードのご利用については、クレジットカードサービスとキャッシュカードサービスをそれぞれ間違いないように利用してください。
- (2) 本件カードのご利用について、自動機などに本件カードを挿入する方向を誤るなどによって取引が行われた場合であっても、本件カードが会員規約ならびに本規定、カード規定および自動機などの所定の案内通りに利用されたうちは、当該取引は有効なものとして取扱います。当該取引の取消または訂正はできません。

第14条(規定の適用)

本規定において特に定めがない場合は、クレジットカードサービスについては会員規約を適用します。また、キャッシュカードサービスについ

ては、カード規定、普通預金規定、総合口座取引規定、振込規定その他当行の定める規定を適用します。

第15条(規定の改定)

本規定の変更について、当行または当社から変更内容を通知した後または新規定を送付した後にカードを利用したときは、契約者が変更事項または新規定を承認したものとみなします。

以上